

いましてエネルギー特別会計の見直しについて政府内の議論が始まつておりますが、この点につきましてまず大臣の御所見を承ればと思っております。

といいますのは、石炭課税のお話というのは、地球温暖化対策の中でこれからの課題というふうには私ども聞いておったわけでございますが、今回、突然といいますか唐突な感じでこの石炭課税の話が報道されまして、私どもの観点から見ると、地球温暖化対策という視点ならばもう少しきめ細かな配慮がなければ、例えば、ヨーロッパにおきましてもエネルギー課税については非常に慎重でございますし、あるいは産業界が非常に今厳しいときでございますから、グッド減税といったことも含めて、地球温暖化対策という視点ならばきめ細かな配慮がなさ過ぎますし、これは一体どういうふうにして唐突に出てきたのかということあります。

そこでお伺いいたしますが、この石炭課税の一連のお話というのは大臣のリーダーシップによるものでございます。もしそうだとするならば、どういう意図を持ってこの政策を提起されているのか、お伺いいたします。

〔委員長退席、竹本委員長代理着席〕

○平沼国務大臣 おはようございます。それではお答えさせていただきます。

今般のエネルギー政策の見直しは、経済財政諮問会議における総理の指示に基づきまして、地球環境対策、そして安定供給の確保、効率性の向上という観点から検討をさせていただいているところでございます。また、こうした政策の見直しにふさわしい歳出構造の見直しを、石炭への新規の課税を含め検討いたしております。

具体的に申し上げますと、石油特別会計においては、エネルギー政策と地球環境対策の一體的な推進を図るとともに、天然ガスシフトの加速化と省エネルギー・新エネルギー対策の拡充等を検討しているところであります。また、電源開発促進対策特別会計におきましては、原子力を初めとす

る長期固定電源への支援や、原子力の安全対策の強化を図る等の見直しを進めているところでございます。

地球温暖化対策推進大綱では、第一ステップ、これは二〇〇二年から二〇〇四年まででございますけれども、そこで講ずる取り組みとして、省エネルギー対策、新エネルギー対策などによるエネルギー起源の二酸化炭素排出抑制対策を着実に推進することとしておりまして、こうした対策の強化により、地球温暖化対策推進大綱の着実な実施に努めていかなければならぬわけであります。

なお、今回のエネルギー税制の見直しは、こうしたエネルギー政策の充実強化に伴いまして、財源について、負担の公平の観点から歳入構造の組みかえを行うものでございまして、二酸化炭素排出抑制を主たる目的としたいわゆる環境税とは位置づけておりません。したがいまして、税によつて環境の改善あるいは環境悪化につながる企業行動等をコントロールしようというのではございませんで、御指摘のいわゆるグッズ減税あるいはバッズ課税とは趣旨を異にするものでございます。

また、協定制度というのがいろいろな形でございます。さまざまなかつたがいも、規制的手法を内容とするものについては国民経済上の評価が必要でございまして、私どもは十分な検討が必要だ、こういうふうに思つております。今までして、今申し上げたような背景、観点から今検討を進めさせていただいている、こういうことでござります。

○北橋委員 最後に、総理の方からの指示もあつて、ということでおつしやいましたが、私は非常に唐突な形で提起されたと思っております。

といいますのは、エネルギーの間に公平な負担

ということをおつしやいましたが、私は非常に唐突な形で提起されたと思っております。

これは先生よく御承知のとおり、石炭につきましては、平成十三年度までに構造調整のため国内炭対策を実施してきたところでございまして、これまで課税の対象としてきませんでした。石炭は、

その固有の事情に応じまして非常に慎重な配慮をしております。それは、エネルギーへの課税が産業界、国民各界の負担へと転嫁されていくわけでございます。

地球温暖化対策という観点から、環境省初め政府内部でよく議論をした上での提起であれば、これはわかるわけです。一つの方向性かもしれませんが、そういう意味では少し安易に過ぎないだろうか。この間の政府の動きを見てまいりますと、医療費の負担増その他、いろいろなところでの負担増があつたわけでございますが、今回の税制大綱におきましても、多年度税収中立ということことで、また将来は増税をしようかということで、私は、安易に税を取りに行こうという姿勢が見え隠れしてなりません。

そういう意味では、石炭課税というのは、地球温暖化対策の流れに沿うて一面も何か説明の中にあるようなんですか? それとも、基本的には違ふんだということも御説明されているんですねが、やはり少し安易にこの厳しい経済状況の中で増税をするというマイナスの面というのを非常に懸念するわけでございますが、その点についてのお考えはござりますか。

○平沼国務大臣 石炭に課税する、こういうことでもござりますけれども、石油税というのは、石油等の安定的な消費を可能ならしめるために必要な財源につきましては、広く石油等の便益を享受している者に負担を求めることが合理的である、こういう考え方のもとに、納税者の皆様方の理解を得て、石油、天然ガス及びLPGに課税をしているのです。

さて、本案件につきまして質問に入る第一でござりますけれども、大臣に本会議でも質問させていただきましたが、やはり国民の皆さんの中でも、原子力発電所の安全規制に対する信頼というものが失墜したことはもう紛れもない事実でございました。私は、大臣の辞任も含めて、これは重大な事態ではないかと指摘したところでございます。この一連の委員会での質疑、いよいよきょうは最終盤を迎えるとしておりますけれども、改めて大臣として、この行政責任という問題についてどのような総括的なお考えをお持ちか、明らかにしたいだときたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の東京電力における自主点検記録の不正に係る問題が発生いたしましたことは、エネルギー供給の基幹をなす原子力そのものに対する国民の皆様方の信頼を大きく損なうものでございました。大変私は遺憾に思っているところでございます。

当省いたしましては、同社に対しても、このような不正を惹起したことについて厳重注意を行つとともに、特別な保安検査の実施、定期検査の特に厳格な実施をする等異例の行政措置を講じました。また、同社は、格納容器の定期検査に際して不正な操作を行つたことが明らかになったことから、所定の手続を経た上で、一年間の原子炉運転停止処分を行うことにいたしたところでござい

ます。一方、今回の不正問題の発端となつた申告事案の調査については二年を要するなど、今回の原子力安全・保安院による対応についての御批判が非常に多く寄せられていることから、私直属の組織として、外部の有識者から構成される評価委員会を設置させていただき、その調査過程の妥当性などについて御審議をいただきました。

踏まえまして、規制当局でございます当省の側にも調査の上で不適切な点があつたことを率直に認めまして、その上で、原子力安全・保安院長初め関係職員の処分を行うとともに、必要な改善措置をとることといたしました。私も、そういう意味では、減俸、こういう形でみずから襟を正さなければいかぬという形で処置をさせていただいたこととございます。

私いたしましては、国民の皆様方の原子力の安全に対する信頼性を大変損なつた、その責任は非常に大きいものを感じております。今後、今回のこのような不正問題の再発を防止するために、その対策を早急に講じることにより、原子力の安全確保に万全を期していくことが規制当局の責務である、このように思つてはいるところでございます。

○北橋委員 今回信頼を損なつた責任のとり方は、再発防止あるいは原子力発電所に対する信頼を回復することに万全を期すというお話をござい

ます。そこで、今回、原子力立地自治体の関係者の声、あるいはそこに住んでいらっしゃる住民の方々が一番切実な不安に悩まされているわけです。そこから今提起されている御意見とは、さまざまあります。

あります。しかし、共通しているのは、今回政府が提案をされたいわゆる再発防止対策の関係は極めて不十分だという意見を表明されている、このように理解しております。

例えば、現在は安全・保安院というものは原子力行政を推進する立場の官庁の一角に位置しているわけでございまして、住民の不安解消の一助になるよう、この際制度改正を思い切って実現すべきではないか。つまり、原子力行政を推進する立場と安全規制の面でチェックをする立場と分離すべきではないか。それは決して十分な措置ではありませんけれども、政府の今回の出された法案では不十分であつて、少なくともそれぐらいの荒療りませんけれども、非常に多くの方がこの御意見を訴えておられます。

民主党は、その考え方も真摯に受けとめまして、この評価委員会の中間報告での厳しい御指摘も踏まえまして、規制当局でございます当省の側にも調査の上で不適切な点があつたことを率直に認めまして、その上で、原子力安全・保安院長初め関係職員の処分を行うとともに、必要な改善措置をとることといたしました。私も、そういう意味では、減俸、こういう形でみずから襟を正さなければいかぬという形で処置をさせていただいたこととございます。

私いたしましては、国民の皆様方の原子力の安全に対する信頼性を大変損なつた、その責任は非常に大きいものを感じております。今後、今回のこのような不正問題の再発を防止するために、その対策を早急に講じることにより、原子力の安全確保に万全を期していくことが規制当局の責務である、このように思つてはいるところでございます。

再出発をするときに必要不可欠な措置だと考へておられるんですが、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 この東京電力による一連の不正問題が発生いたしましたことは、白日のもとにさらされる、こういうものが白日のもとにさらされる、こういうものでございました。そして、その中で、今委員御指摘の立地の地域の首長さんあるいは議会関係者をしておられました。そこで、今委員御指摘のような御意見も受けたことも事実であります。

私どもも、この問題に関しては、やはりある意味では将来的にも検討をしていく事項だと思っておりますけれども、中央省庁再編の折にもこの問題に関していろいろ議論が出たところでございました。そのときに、日本は天然エネルギー資源の乏しい国であつて、したがつて、やはり中長期的に見たら原子力のいわゆる推進をしていかなければいけない。その推進をしていくには、推進する側が、原子力の安全性に関する知識あるいは原子力全般に対する知識をしっかりと把握して、立地地域あるいは国民の皆様方に説得力がある立場で説得をさせていただき推進を進めていく、こういう観点から、一次規制というものはやはり経済産業省のもとに置いて、そして、それだけでは不十分でありますから、内閣府に原子力安全委員会を設置して、そこでもしっかりとチェックをしていく、こういうダブルチェック体制をとつたところであります。

しかし、今回の一連の事案の中で、このダブルチェック体制、こういうものが十全に機能していなかつた、こういうことでござりますので、私は、今回お願いしているこの法案の中でも、さらに原子力安全・保安院のチェック機能を國民の皆様方に安心をしていただけるよう形に強化する、さらには、原子力立地自治体の長も含めて、せめてこれぐらいのことはやらないと住民の納得が得られないというこの切実な声に対して、大臣はどういうふうにお考えでしょうか。私どもはやはり、この際分離するという方向に向かつてかじを切る

ことが、少なくとも今回の大きな不祥事を受けていたこととございました。

今後は、地元の方々を初め國民の原子力行政に

を期すことが必要だと思つております。原子力安全規制の強化でござりますとか、原子力安全委員会との我々の連携の強化、さらには今御指摘の保安院のあり方等についても、私どもはさまざま

な御意見を承りながら総合的に検討をしてまいります。

○北橋委員 ダブルチェック体制を継続して、それができるところから体制を強化していきたいという御趣旨でございますが、住民の方々が、自治体の長の方も含めて言つていらっしゃるのは、原子力を推進する行政機関の中にチェックする機能を置いておいていいのかということです。

そして、ダブルチェック体制をおつしやいますけれども、内閣府のもとに置かれている安全委員会というこのシステムが、一体どれだけのスタッフを持ち、どれだけの審査能力を持つておられるかを考えると、第一義的に、やはり引き続き安全・保安院というのは非常に大きなチェック機能を果たしていくわけですね。

そういつた意味では、やはりこの保安院というものを切り離さないと原子力に対する安全規制の面で心配だという声は、もつと政府は真摯に受け取れていたいと思っておるんです。

これは、議論を続けましてもなかなか溝が縮まらないのかもしれません、ただ、先ほどの大臣の答弁の中で、将来的には検討すると言われました。つまり、原子力の推進に当たつては、経済産業省から切り離すということを我々は求めているわけですから、これは大臣としては、検討をやつていただけるんですね。

○平沼国務大臣 先ほどの御答弁の中で、そういうたいわゆる保安院のあり方についても、我々は、これから総合的に、そして将来的に検討をしていきたい、こういうことで申し上げました。

○北橋委員 後ほど同僚委員の方から質問もあるうと思つておりますけれども、この三条委員会の設置が今すぐにできぬといふことに残念ながら至る場合には、せめて現在の安全委員会のチエッ

いて所見をお伺いしたいと思います。といいますのは、本来こういう案件がないということ、突然こういう問題が起こりましたけれども、本来ならば政府内部では、規制緩和といふことでもっと競争原理を導入していくということをされたいたわけです。それで、今回、私どもは、規制緩和の議論を見ておりまして、それは必要であると思しますけれども、しかし、原子力の問題につきましては、安全性の確保、住民の方の御理解という面におきまして、一律に規制緩和といふ流れでは論じられない重要な問題をはらんでいると思います。

そこで、今後、政府は規制緩和の議論を進めていかれるわけでござりますが、そういう中で、原子力発電所という問題をどのように位置づけていかれるお考えか。単なる市場原理にゆだねるのか、あるいは、国としても事業者任せにせざるべきこと、あるいは指導するべきことというのはあると思うんですね、安全面でも。そういう位置づけはつきりされておきませんと、いたずらに規制緩和の議論の中で埋没すべきではないと思いまして、大臣の原子力発電の位置づけを最後にお伺いしたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

事業に対する社会の要請にこたえていくために効率化、安定供給、そして環境保全という電気の導入と原子力の推進は、いずれも追求をしないければならない重要な命題だと思っております。

電気事業につきましては、平成七年に卸電力入札制度を導入して、発電分野の開放を行いました。十二年には、全体の約三割を占める大口需要家向

ては、事業者が投資に慎重になることが懸念されますが、これに対しても、需要が著しく落ち込んだとき、原子力発電等に優先的に給電させる等、環境の整備が必要と考えております。

さらに、現在、当省では、エネルギー政策に係る歳入歳出構造、先ほど出したけれども、再構築に向けた検討を行っているところでございます。この中においても、原子力発電の強みを發揮し得るように、原子力発電を長期にわたり安定的に運転するための環境整備に資するよう、諸般の施策を検討してまいりたいと思つています。

いずれにいたしましても、当省いたしましては、このような検討を通じて、自由化と原子力発電の推進の両立に取り組んでいかなければならぬ、このように思つておるところでございます。

結果を踏まえた改善を継続的に、ただいまのお話のとおり、工程をきちっと整備していく、この品質保証活動を全社的に行わせるということをこの法案の眼目といたしております。

このために、速やかに原子炉等規制法の省令を改正いたしまして、事業者のるべき品質保証活動を明確にいたしまして、事業者の保安規定の定めを求めるようにしていきたいといたしております。

また、今般の法案では、定期自主検査として法的に位置づけることに加えまして、事業者による検査の組織、検査の方法などを国及び独立行政法人が審査、評定できる仕組みを設けることといった

したがいまして、事業者に、安全確保活動を適切にして十分な組織体制で実施し、質を高める責務を求めるということになつておりますて、国は、そのような事業者の取り組みを確認するシステムを設けて、ただいま先生がおっしゃるきつとしを設けて、同じくそれをこの法によって万全を期した安全確保というものをこの法によっております。

○齊藤(鉄)委員 濟みません、きょうは同じ問題意識を別の角度から、ですから同じようなことを何度も聞きますけれども、お許しをいただきたいと思いますが、同じことをまた別の角度から聞いてみたいと思います。

定期自主検査の法令上の位置づけなど、今回の法改正によって国の規制、関与が増すわけですがれども、本来であれば、先ほど申し上げましたように、全工程にかかる一つ一つの品質のつくり込み、安全という品質のつくり込み、これが行われているか、ファイードバックが行われているかといふことを国が見るので、基本的には、自己責任原則のもと、事業者の自主保安に任せすべきものではないか、このように考えます。規制当局の能力にも限りがありますので、ある意味では、国のチェックは事業者の自主的努力の最大化を図ることによって最大の効果が得られるのではないか、このように考えますけれども、こ

の点についてはいかがでしょうか。

○西川副大臣 御指摘の定期自主検査は、從来位

置づけが不明確でございました事業者による自主検査の組織、検査の方法などを国及び独立行政法人が審査、評定することといったとしておりまして、これにより、齊藤先生御指摘のように、事業者の努力を引き出すということに目的を置いております。

一方、從来から行つてまいりました國の定期検査につきましては、公共の安全上特に重要な設備につきまして、國みずからが検査を行うものでございまして、引き続き実施をしなければなりませんが、先ほど大臣政務官が今回の事案に基づいてのお尋ねについて御答弁を申し上げましたように、抜き打ち的手法の導入などを行いまして、事業者の緊張感を維持することでその実効性を高めていくことといたしております。

こうした一連の改正によりまして、國と事業者の責任関係を明確にいたしまして、國、事業者双方が、この位置づけのもとの安全確保に取り組むことができるようになつたものでございまして、これがいつぞやの運営の手順あるいは該設備に対する保守管理等、事業者の施設に対する保安活動全体が適切に行われていることを確認することが望ましいと考えております。したがいまして、今後、國の定期検査におきまして実施する試験の手順等のプロセスまで検査対象を拡大し、あらかじめ確認する内容や箇所を明示しない手法、すなわち抜き打ち的な手法を用いて確認することによりまして、事業者が緊張感を持つて保安活動全般を実施することが期待されるわけでございます。

○齊藤(鉄)委員 今までの國の検査、これは定期検査があつたわけですけれども、その形骸化が言われておりました。工程全体を見るということではなくて、結果だけ見るということであつたようになっておりました。そして、その結果だけ見るのに聞いております。そして、その結果だけ見るのも検査そのものが非常に定型化しておりまして、予行演習も行われていたというふうな話を聞いております。

そういうことではなくて、先ほど西川副大臣お答えのように、工程全体を見ていくと、その方向に非常に期待いたしますけれども、しかし、設計からメンテナンスまで工程全体を見るというこ

とは大変な作業量でございます。そういう意味では、先ほどありましたように、結果のサンプリングではなくて、結果の抜き打ち検査ではなくて、工程全体、例えば設計かもしれない、メンテナン

スかもしれない、作業のやり方かもしれない、それを抜き打ち的にチェックするということも今後非常に重要になつてくるのではないかと思います。

○佐々木政府参考人 國の現在の定期検査では、主に健全性に関する試験の結果が所定の水準を満たしているかどうかを確認することを中心に検査体制がとられているかどうかについて、國及び独立行政法人が審査、評定することいたしております。

一方、従来から行つてまいりました國の定期検査につきましては、公共の安全上特に重要な設備につきまして、國みずからが検査を行うものでございまして、引き続き実施をしなければなりませんが、先ほど大臣政務官が今回の事案に基づいてのお尋ねについて御答弁を申し上げましたように、抜き打ち的手法の導入などを行いまして、事業者の緊張感を維持することでその実効性を高めていくことといたしております。

こうした一連の改正によりまして、國と事業者の責任関係を明確にいたしまして、國、事業者双方が、この位置づけのもとの安全確保に取り組むことができるようになつたものでございまして、これがいつぞやの運営の手順あるいは該設備に対する保守管理等、事業者の施設に対する保安活動全体が適切に行われていることを確認することが望ましいと考えております。したがいまして、今後、國の定期検査におきまして実施する試験の手順等のプロセスまで検査対象を拡大し、あらかじめ確認する内容や箇所を明示しない手法、すなわち抜き打ち的な手法を用いて確認することによりまして、事業者が緊張感を持つて保安活動全般を実施することが期待されるわけでございます。

○西川副大臣 齊藤先生の御指摘は、私は大変重要だと思っております。今回のひび割れが起つたということをチェックするところに國の役目があるのではないかと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

そこで、維持基準の導入と、つづきましては、これは言うまでもありませんが、供用開始後の設備のひび割れが起つた今回のような場合、引き続き設備の健全性が維持されているかどうかというものを評価することを事業者に義務づける、これが一番のポイントであります。健全性の評価の結果、一定の期間は安全水準を満たし問題がないとされたひび割れでございましても、それが進展する可能性もあるということでございまますから、事業者はひび割れの発生原因を分析いたしますと同時に、ひび割れの状況を的確に把握して管理する必要がございます。

御指摘のように、原子力安全確保に運転管理経験者の経験を生かし、設備の健全性の上で問題と

設計を真剣に考えてまいりたいと思っております。

○齊藤(鉄)委員 維持基準の導入ですけれども、これは遅きに失した感があるくらいで、今回の法改正を評価するものでございます。

しかしながら、欠陥があつた、その健全性評価をした結果、これは安全上問題がないとということになつたといたしましても、そういう欠陥が存在をやつてしましました。その意味では、いわばあらかじめ決められたことをあらかじめ決められたとおりに確認する検査を実施してきたわけでございます。

今後、検査におきまして施設の健全性をより効果的に確認するためには、試験の結果だけではなくて、試験の手順あるいは該設備に対する保守管理等、事業者の施設に対する保安活動全体が適切に行われていることを確認することが望ましいと考えております。したがいまして、今後、國の定期検査におきまして実施する試験の手順等のプロセスまで検査対象を拡大し、あらかじめ確認する内容や箇所を明示しない手法、すなわち抜き打ち的な手法を用いて確認することによりまして、事業者が緊張感を持つて保安活動全般を実施することが期待されるわけでございます。

そこで、維持基準の導入と、つづきましては、これは言うまでもありませんが、供用開始後の設備のひび割れが起つた今回のような場合、引き続き設備の健全性が維持されているかどうかというものを評価することを事業者に義務づける、これが一番のポイントであります。健全性の評価の結果、一定の期間は安全水準を満たし問題がないとされたひび割れでございましても、それが進展する可能性もあるということでございまますから、事業者はひび割れの発生原因を分析いたしますと同時に、ひび割れの状況を的確に把握して管理する必要がございます。

ならない情報を持ち、その適切な蓄積、活用を図っていくことが重要でございまして、このような取り組みについて、事業者において適切な品質保証の体制や工程管理体制が構築をされ、健全性評価の結果が的確に反映されるように私どもとしては求めてまいりたいと考えております。

んです。定期点検ではなくて特別検査ですから、地元の企業が今冷え切っています。三月までには、東電、十七基ある原発のうち十五基とめる、こういう状況であります。ですから、町長さんは、何としても安全を確保して運転再開をしてほしい、こう言われました。運転を再開してほしいというその言葉の裏には、安全確保は国の責任だ、日本

め、短縮日数と各請負会社の短縮貢献度に応じた対価を払う。決められた約束を、短縮を、定検を短くすればお金を払うということなんです。そして、平成十三年度まで東電で二十八回の定検が行なわれました。三十七億一千万払っています。これは元請に払うんです。そして元請は、下請、孫請、ト系請も全部、まー、そこ、最後に工事終了

でも、お金という部分でマイナスのインセンティブ、人間は心が弱いんです。お金で当たり前な人間も悪魔に変身させる、これは過去人類の、いろいろな小説を見てもわかるように、お金と疑惑という切つても切れない部分であります。大臣、この制度をどう思いますか。

ましてすぐ現地、福島そして柏崎に行かせていただきました。そして地元の方々から、我々は原子力と共に存していくしかないんだ、そういう意味で是、本当に安心できる、信頼できる原子力体制であってほしい、そのためには、我々が納得できる安全の審査体制、そういう基準をつくついていただいたい、こういう強い希望がありました。

今回の法改正がその要望を一〇〇%満たすものとは思いませんけれども、その要望に向けての一歩前進というふうに評価をしておりますので、先ほど申し上げました、結果でチェックするのではなくて工程全体でチェックするという方向に今回一步踏み出すことを望みまして、私の質問を終わります。

きちんと安全確保をしてほしい、そういう思いが込められていた、私はそう参考人質問のときに感じた次第であります。

今度の事件、どうしてだろう、なぜだろうといふうに問いますと、どうして東電はうそを言つてしまつたのか、格納容器の気密性保持も犯罪的行為を犯してしまつたのか、なぜなんだろう、どんどんなぜを繰り返していくと、私は、安全確保と経済利益追求、ここの中部分にどうしても行きざるを得ないんです。でも、ここの中部分が今回、自由民主党の中においても本気になつて議論をされていらない、私はそう思います。

それで、フェールセーフ、巨大システムの中ではフェールセーフという安全思想がござります。

でお金が払われているという、そこまで、一人一人の現場の作業員まで、定検を短くすればお金がもらえる、そういう制度になつていて、当局として、この制度を当然理解していると私は思います。そして、この制度に対してもなりの指導もしているかと思います。御意見を賜りたいと思います。

○佐々木政府参考人 実は、先生の御指摘を受けまして、私ども原子力安全・保安院として昨日確認を行つたところ、東京電力の定期検査短縮に關するインセンティブ制度があるということを知つたわけでございます。

この制度の導入の時期、導入の目的についてまことに先生が今お話しいただいたつたございまして、まさに先生が今お話しになさったつたございまして、

り一面では、いろいろ技術を開発して検査といふものを短縮する、これは全体で見たら、安全性さえ担保できていれば私は悪いことではないと思ひます。しかし今回、東京電力でこういう事案が出来たということは、やはり利益追求に走つて、そして今、小説等でお金とその誘惑されましたけれども、私は、そのインセンティブがいい面で働けばよかつたんでしょうけれども、ある意味ではそういうデータの隠ぺいですとかあるいは虚偽の報告、改ざん、そういったところにつながる素地になつた可能性は十分にある、こういうふうに思つております。

○田中(慶)委員 委員長、議事進行。
これから自民党さんが質疑をするのに、これだけ空席が目立っていることと、真剣味が足りないわけでありますから、ちゃんと定足数を満たすまで休憩をしてください。

これは、機械的なミスを乗り越えて安全を確保しよう、またヒューマンエラー、人間のミスも乗り越えて安全を確保しよう。ヒューマンエラーの中には、動物としての人間の能力の限界を超えた部分、だから人間である限りだれでも犯す、いわゆるヒューマンエラーであります。と同時に心のミス、心の誘惑といいますか、そういうところもこのフェールセーフの思想の中に取り入れていかなければならぬと思います。

けれども、この制度は、国の規制制度と直接関係するものではなく、東京電力と請負企業との契約の一環として行われているものであると承知いたしましたが、原子力安全・保安院といたしまして、昨日までこの制度の具体的な内容について聽取したことはございませんで、特段の指導を行つてきました事実はなかつたということでござります。○吉野委員 コストを下げる、これは定期検査を短くすることなんですね。

まで、プラスのインセンティブは確かにござります、改革しますから、改善しますから。でも、お金というのは、人間を惑わす、誘惑する、そういう部分であります。そこまでコストダウンの政策に電力を追い込んでしまったという言葉を使っていいと思いますけれども、東京電力をそこまで追い込んだ国へのコストダウン政策について、もつと議論をすべきだと思うんですけれども、副大臣お頬へ申上げます。

○村田委員長 速記を起こしてください。

「こういう声が聞こえました、定期点検を短くする

査は九十日です。三十年たちました。今、短いの

（高市龍太郎）先生の御指摘の二点、外國に政策ということで、もしも国の政策として該当するも

○吉野委員　おはようございます。自由民主党の吉野正芳でございます。

先日の参考人質疑で、私は傍聴しておりました。我が町の双葉町長、岩本町長さんの言葉を聞いて、育筋がぞくぞくしました。私たちの地域は、原発が十基あります。そのうち、今六基とまっている

をいたしました。十一月十三日、東京電力から重役が参りまして、この資料をいただきました。「原子力定期検査短縮に関するインセンティブ制度について」という書類です。これは平成九年四月につくられ、それから実施されています。

古くなれば車検は一年ごとです。こういう形でコストを、いわゆる収益を一番大切に経営の方針に掲げていくと、まさにこのインセンティブ制度はプラスの効果がいっぱいあります。知恵を出して、工具から、クレーンを二台つけたり、いろいろな知恵を出して短くするんです。

これは、平成七年に卸電力入札制度の導入、それから平成十二年には小売の部分自由化の導入へといたしまして、二度の規制緩和を行つておりますから、これによつて電気事業の効率化、それから高コスト構造のは是正というものが行われております。

の上で、発電所の一日も早い操業再開というのを念頭に置きながら質問いたしたいと思います。時間も限られておりますので、簡潔に、しかもわかりやすく御答弁をお願いいたしたいんです。

今般の法律改正といいますのは、一連の事案の反省の上に立ちまして不正を防止するものであるということでありますけれども、そもそも、トランプの隠しのような不正がなぜ行われるのか、これを見解していただきたいんです。

○西川大臣政務官 この事件が起きまして、臨時に、至急につくれといふことで、総合資源エネルギー調査会原子力安全規制法制定検討小委員会を設置して検討しました。そして、これはオープンで、国民の前で意見交換をやつた。こういうことでございまして、五回やりました。そのうち、四回目のときに大体取りまとめができましたので、これをパブリックコメントということで発表して御意見をもらつて、十月の三十一日に正式な報告にし

先生いろいろ御指摘ございましたが、やはり原子力部分は会社の中で独立したような機関になっておつて、経営者の皆さんも余りそこにタッチしない、本当にクローズド部分になつておつた、これが私は一番の原因ではないかと思つております。でありますので、これからは原子力部分も、経営者もよくこの中に入つて、こういうことが二度と起きないようやつていく、こういうことで今回の法案も考え方させていただいたわけであります。

傷の問題等も、よく意見を聞いてみますと、傷があつた、この傷を報告するかしないかということとも現場の判断基準に任せせておる、こういうことでありましたし、こういう状況、基準がないから、そんなことで今まで放置をされながら来てしまつたわけであります。そういう部分も、専門家によつて明確な基準をつくつて報告を義務づける、こういうことで乗り切つていただきたい、こう考えております。

さらに、申告があつたのになぜ放置しておつた

んだ、こういう話もあるのですけれど、これは深く反省をして、国民の皆さんにこれから御理解をいただくように最大限の努力を図つてまいりたい、こう考えております。

○井上(喜)委員 原子力安全・保安院の中間報告というのがありますけれども、それを読みますと、電力会社において企業倫理規定の機能の浸透が十分でなかつたというようなことが書いてあります。いろいろな問題がある、こう思うわけですね。大臣の方も、十月一日付で電力会社に対しまして、企業倫理の再建とか企業風土の改善を文書で求めているのでありますけれども、こうしたことを見後ともしっかりとひとつ進めていたいだけたい、こんなふうに思います。これは御答弁は結構であります。

それでトテアル隠しの原因要因を断つとい
う二三が再発防止の一環として当然の二三がありま
す

うことが再発防止の上で当然のことでありますが、こういった要因につきまして、具体的に一体何をどうして不正を防止するとしているのか、こういった点につきましての御答弁を具体的にお願いしたいんです。簡潔で結構ありますから、お願いしたいと思います。

○西川大臣政務官 先ほどの小委員会で中間報告を取りまとめてもらつて、八項目がまとまりました。この八項目をどう改善していくか、こういうことを今回の法案で織り込んだ、こういうことでございまして、これらがしつかりやれれば大丈夫だ、こういうことで法案を組んだ、以上でござります。

○井上喜委員 今般の法改正では、国の原子力安全への関与を強化するというぐあいに受けとめられるのでありますけれども、これは換言すれば規制強化と受けとめていいのじやないかと思うんです。
また、今の原子力安全・保安院の体制でこのようないくつかの関与の強化に十分対応できると考えていいのか、あるいは、今後の原子力安全・保安院がどのように体制を強化するのか、説明をしていただきたい。

○佐々木政府参考人 現在御審議いただいており
ます法案によりまして諸種の対策が実施されるこ
とになりますれば、國の関与は強化されることに
なります。しかし、いたずらに國の規制を強化す

るのではなく、事業者の責任や義務を明確にすることにより、事業者自身の安全確保への取り組みの強化を促すことをねらいともしております。

また、原子力の安全規制の体制面につきましては、再発防止策の一環として、実効的かつ効率的

な体制強化を図るため、検査に当たっては抜き打ち的手法を導入したり、あるいは、独立行政法人原子力安全基盤機構を活用しつつ、所要の体制強化が必要であると考えております。現在、必要な検査官などの員数を検討しておりますが、厳しい財政事情の中ではござります、予算面の制約等も

ございます、行政組織の効率化の観点も踏まえて、

早急に関係機関との調整も行つてまいりたいと考
えております。

○平沼國務大臣　お答えさせていただきます。
　　原子力に対する国民あるいは地域住民の信頼を
回復していくためには、説明責任を果たすといふ
おるのか、御答弁を願います。

ことが重要なことだと思っております。規制当局である保安院は、国民の視点に立ちまして、透明性を向上させていくことが求められていると認識しております。

保安院では、これまでも、事故やトラブルだけではなくて、許認可や検査など日常の活動をホームページ等を通じてできるだけ公開するなどの取り組みを行つてきております。今後は、今回の反省に立ちまして、重要な事項についての対外公表をするなどの際には、幹部職員が地元に出向いて説明するなど、みずから積極的に情報発信を行

まして、外部からの評価を進んで受けさせていた
だき、その評価を規制活動の質的向上につなげる
取り組みを行つてまいります。

また、今般の法案によりまして、安全規制活動

全般について、原子力安全委員会に報告して意見を求めるなどを制度化いたしまして、あわせてこれを公開することにいたしております。

員会からも勧告されたところでございまして、当省といたしましても、事業者において積極的に公表するよう奨励をすることにいたしました。

こうした積極的な情報公開と説明努力を積み重ねることによりまして、国民や地域の皆様方の信頼回復に向けて努力をしてまいりたい、このよう

に思つております。

○井上(臺)委員 次に、維持基準なるものにつきましてお伺いをいたします。

隠しを正当化するものではないかなどの批判があります。また一方で、これまで維持基準を整備してこなかつたのは行政の怠慢ではないかという批判もありますが、今般の法律改正で導入されようとしております維持基準は、これらの議論との関係でどのように考えればよろしいのでしょうか。

○佐々木政府参考人　いわゆる維持基準の導入は、従来から求められております安全水準を引き下げるものではありません。供用開始後に設備のひび割れなどが発生した場合に、引き続き安全水

準を満たしているかどうかを評価することを事業者に義務づけるものであります。

今回の改正は、ひび割れを発見した際の取り扱いが不明確であったことが今般の事案の一因になつたとの反省に立つて、所要の手当てをするものであります。健全性の評価を的確に行うことを事業者に義務づけることにより、むしろ今般の事

案の再発防止を図るものであり、今般の不正事案を正当化するものではありません。

この基準を策定するに当たりましては、当省といたしまして、原子力の専門家、学識経験者の方々に検討していただき、その結果をパブリックコメントに付しまして、原子力安全委員会においても議論をしていただく予定でございまして、拙速とならぬよう慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

また、立地地域などの地元の関係の方々にも直接出向いて説明を行うなど、国民各層の御理解が得られるよう、透明かつ適切なプロセスを経た上で策定していくこととしております。

○井上(喜)委員 原子力安全基盤機構という独立行政法人が今回設立されるようになりますけれども、この際、どうしてこれが設立されて、それが今回の不正問題の再発防止にどのように役立つか、これをわかりやすく説明していただきたいです。

○西川副大臣 独立行政法人原子力安全基盤機構、これにつきましてわかりやすく説明せよ。

これは、本年三月の閣議決定で、政調会長も御案内とのおり、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画というものにおきまして、原子力安全規制のさらなる効率的かつ的確な実施を図りますために、現在三つの公益法人には、これらに委託しております業務を統合いたしまして、類似業務の整理統合、共通業務、管理業務の合理化等を図りまして、現場に精通した専門家集団を活用することによりまして、的確な効率のよい規制を、安全確保といいますか、これを行う。国の実施部門を切り出して設置することといたしましたのでございます。あわせて、これまで国が公益法人に委託していた安全性実証試験、こういうものの事務も移管をいたします。

したがつて、言葉を選ばずに言えば、一、二年で異動してしまいますお役人よりも専門的な知見を蓄積することによって安全性を確保する、こういうねらいだというふうに御理解いただきたいと

思っております。

○井上(喜)委員 最後に、安全規制を行います人材の確保について御質問をいたします。

原子力安全規制を的確に実施していくためには、原子力についての専門的知識と高い倫理観が求められることは言うまでもないと思思います。先般の参考人の供述からも、これは指摘されていたところでございます。

特に、独立行政法人につきましては、今回の再発防止対策のことも考えますと、即戦力となる検査員を相当数確保しなければならないと思うんですね。

○西川副大臣 先生御指摘のことは大変重要だと存じます。この機構の人員をどのように確保するかについてお伺いをいたします。

○小沢(銳)委員 民主党の小沢銳仁でございます。質問させていただきます。

○井上(喜)委員 終わります。

○村田委員長 小沢銳仁君。

私は、中立性とか倫理観あるいは専門知識を兼ね備えた人材をどのように確保する、あるいは育成していくのか、お伺いをいたします。

○西川副大臣 先生御指摘のことは大変重要だと存じます。この機構の人員をどのようにして確保するかについてお伺いをいたします。

○小沢(銳)委員 民主党の小沢銳仁でございます。質問させていただきます。

我が国はエネルギー資源に乏しい国であります。私はかねてから、我が国がこのエネルギー問題である意味で独自のものを持てるようになったときには、日本の根本的な脆弱性というのがないわけでありまして、そうしたときの日本の国力といいますか力というのは本当に安定して強くなるだろう、こう思つてずっと来ているわけであります。

中東の石油依存度が八割というような話を含めて、そういう中で、我が国にとつてエネルギー問題というのは、その意味では、逆な意味で、大変重要な問題であります。

そうした中で、今回、こうした原子力発電にかかるさまざまの不正などが隠べいだとか、そういった事件が起きたことは、そういう観点からも本当に残念で、深刻な事態だというふうに思つております。

民主党も、さまざまの場面で、部門会議だとかあるいはN.C.だとか、そういう場面で議論を重ねてまいりましたけれども、この原子力関係二法案に対する意見というのも、本当に厳しい意見が相次いでまいりました。

また、一番大事な、採用後、この機構にふさわしい人材に育てるという点につきましては、十分意を用いて、力を注いでいきたいと思います。今般の事案を私も副大臣に就任する前からずっと見ておりますが、我が国は資源に乏しい、しかもエネルギーは非常に大事である、京都議定書も守つていかなければいけない、こういう環境にある中

において、國も事業者も、先生御指摘のように、また、この審議を通じて多くの先生方から御指

がありましたように、やはりこうした国家觀といいますか、高い志を持つて、大局觀を持ってこの重要な原子力業務に当たるという人材を育てていかなければいけないし、私たちもそのことに意を用いていかなければいけないと強く感じた次第でございますので、御指摘どおり、努力をしていきたいと思っております。

○井上(喜)委員 最後に、安全規制を行います人材の確保について御質問をいたしました。

原子力安全規制を的確に実施していくためには、原子力についての専門的知識と高い倫理観が求められることは言うまでもないと思思います。先般の参考人の供述からも、これは指摘されていたところでございます。

特に、独立行政法人につきましては、今回の再発防止対策のことも考えますと、即戦力となる検査員を相当数確保しなければならないと思うんですね。

○西川副大臣 先生御指摘のことは大変重要だと存じます。この機構の人員をどのように確保するかについてお伺いをいたします。

○小沢(銳)委員 民主党の小沢銳仁でございます。質問させていただきます。

我が国はエネルギー資源に乏しい国であります。私はかねてから、我が国がこのエネルギー問題である意味で独自のものを持てるようになったときには、日本の根本的な脆弱性というのがないわけでありまして、そうしたときの日本の国力といいますか力というのは本当に安定して強くなるだろう、こう思つてずっと来ているわけであります。

中東の石油依存度が八割というような話を含めて、そういう中で、我が国にとつてエネルギー問題というのは、その意味では、逆な意味で、大変重要な問題であります。

そうした中で、今回、こうした原子力発電にかかるさまざまの不正などが隠べいだとか、そう

いった事件が起きたことは、そういう観点からも本当に残念で、深刻な事態だというふうに思つております。

民主党も、さまざまの場面で、部門会議だとかあるいはN.C.だとか、そういう場面で議論を重ねてまいりましたけれども、この原子力関係二法案に対する意見というのも、本当に厳しい意見が相次いでまいりました。

我が党は、経過的なエネルギー源として原子力をとらえておりますが、基本的にはそのあり方を肯定してきた党であります。しかし、そうした立

大変残念な思いで各議員がとらえておりますことをまず冒頭申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、冒頭、このエネルギーということに関連して、原子力発電の持つ意味を大臣からお聞かせいただきたいと思います。

今、世界に目を向けると、例えばドイツが脱原発という話を言つております。スウェーデンもそういったふうに聞いております。そういうふうに各国の動きを見ますと、基本的に、やはり原子力発電というのは危険な部分というのも当然のことながらあるんだということが根本にあって、そうした動きになつてているというふうに承知をしておるわけでありますけれども、そうした世界の各国の動きの中で、我が国としてはどういった構成でこれからのが国のいわゆるエネルギーを考えているのか。

石油とか天然ガスだと、それから先ほど同僚の北橋議員から話がありました石炭という話もこれまたあります、あるいは新エネ、そういう中で、今後の十年くらいのスパンで考えたときに、まず基本的に原子力発電をどういうふうにどちらでいるのか、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

石油だと、天然ガスだと、それから先ほど同僚の北橋議員から話がありました石炭という話もこれまたあります、あるいは新エネ、そういう中で、今後の十年くらいのスパンで考えたときに、まず基本的に原子力発電をどういうふうにどちらでいるのか、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

思つて います。

今のエネルギー構成を含めた我々の中長期の考え方、これは二〇一〇年度というのを一つの節目にしておりまして、エネルギー需給全体の姿をあらわすために、私が諮りまして、総合資源エネルギー調査会において審議が行われたところでございまして、昨年の七月に長期エネルギー需給見通しが示されたところでございます。

本見通しにおきましては、供給源別の供給割合について見ますと、石油については、二〇〇〇〇年度は全体の五二%でござりますけれども、これを二〇一〇年度においては四五%まで依存度を低減すること、こういうふうに見込んでおります。

二〇一〇年度における石油代替エネルギーの割合につきましては、御指摘があった石炭は一九%、それから天然ガスは一四%、二〇〇〇〇年度では一・二%だった原子力を一五%程度にしよう、それから水力と地熱合わせ三%程度となることを見込んでおります。また、新エネルギーにつきましては、現状が全体のまだ小さいことで一%でございませけれども、これを、これから努力し、予算もつけて、二〇一〇年度には三倍の三%にして、さらに伸ばしていくこう、こういうことに相なっています。

原子力に対しては、まさに輒に説法ですけれども、私どもとしては、地球の温暖化を防いでいく、こういう面では、原子力は安全性さえ担保できれば非常に有用なエネルギー源だと思つています。それは、その発電過程において一切二酸化炭素を排出しない、こういうことでござりますから、先ほどの御答弁でも申し上げましたが、大体百三十万キロワットの発電所を二基建てるによつて二酸化炭素の排出量を〇・七%削減できる、これで計算しますと、十基でさると七%削減できる、こういうことでございますので、そういったこともござりますし、また、安定的にエネルギーを供給ができる、こういう利点もあるわけです。

そして、御指摘のようにドイツ等ヨーロッパの諸国では、例えばドイツでは、一九九八年に社民

党が政権をとつて、脱原発、こういう形になります。

ただ、ドイツと日本いうのは事情がちょっと違つておりますから、ドットはヨーロッパの真ん中でございますから、例えばお隣のフランスのようない原子力の比率が非常に高くて電力が余っているところから、大陸ですから、融通し合える、

ですから、概に日本と単純比較はできませんけれども、そういう状況の中で、確かに脱原発に進んでいます。アメリカもそういう傾向があつたわけですから、最近ブッシュ政権になつて、また原子力を見直そう、こういうような動きも出ていることは事実でございます。

私どもとしては、安全性を担保しつつ、そして天然エネルギー資源のない日本のためにはやはり、中長期的に見て一定量の原子力発電を維持していくことは必要である、このように思つております。

〔谷畠委員長代理退席、委員長着席〕
○小沢(鉄)委員 今、大臣からも、原子力発電に関する安全性能を担保できれば、こういう前提条件がついて、これから質問するこの法案もある意味ではそれに大いに関係する話だらうと思います。

改めて法案の中身に入させていただきたい、こ
ういうふうに思います。若干今までの質問と重なる部分もあるかもしれません。最後の場面とい
うこともあって、我が党としての確認をしておきた
いです。

改めて法案の中身に入させていただきたい、こ
ういうふうに思います。若干今までの質問と重なる部分もあるかもしれません。最後の場面とい
うこともあって、我が党としての確認をしておきた
いです。

維持基準について御質問を申し上げます。
これも何度も出ている話であります。若干視
点を変えてといいますか、我が党の中で出た意見、あるいはまた国民の皆さんから寄せられている意見を申し上げて、それに對しての見解を伺いた
いと思います。

と申しますのは、要は、維持基準は言つてみ
れば許容基準であつて、それはある意味では事業者
がアクセルを踏んでいくためのものではないか、
こういうふうな疑念が今国民の中にあるんです
ね。こういった意見が我が党にも寄せられてくる
んです。現に外國の例だと、維持基準を導入して
から原発の稼働率がかなり上がるといったことも
あるやに聞いております。

そういうふうに思つてますね。そ
ういつた、今私が申し上げましたような、い
わゆる維持基準というのは、安全を確保するとい
うお尋ねをしたい、こういうふうに思います。
まず、この法案において情報公開にかかる方
面で、原子力安全委員会への報告内容については
すべて公開されることとなります。

○小沢(鉄)委員 かなり前向きにやりたいとい
ういう時期において、やはり今のように、前向き
にできるだけのものを常に出していきたいとい
う御答弁だけでは、どうもそれは国民の皆さん
の安心感につながらない、こう思うんですね。

なかつたのか、お尋ねしたいと思います。

○高市副大臣 確かに、国民に対する情報公開と
いう観点は非常に大事な価値觀だと思います。

今回の法案に、法令に基づいて情報公開を一律に義務づけることが難しかった理由なんですが、国民側にござりますから、例えばお隣のフランスのようない原子力の比率が非常に高くて電力が余っているところから、大陸ですから、融通し合える、

なかつたのか、お尋ねしたいと思います。
情報公開法がございますね。一般的な情報公開法であります。しかし、その情報公開法で逆に国民側がお尋ねする話は、今、高市副大臣のお話があつたよ
うな話も当然含まれるものと思いますが、国民側からそういう働きかけをしたときに、ほとんどのものが、今ありました核の拡散だとそういうふうな防護の観点ですかそれから核不拡散の観点か
などとの知的所有権が含まれる情報が存在するとい
うこと、どうしても一律な義務づけが難しいん
じゃないかと考えたわけでございます。

しかしながら、原子力に対する国民それから地
域住民の信頼を回復するためには、規制当局であ
ります原子力安全・保安院それから原子力事業者
は、国民の視点に立つてできるだけ情報公開を行
うというのは当然のことでございます。

保安院では、これまで、事故やトラブルだけ
ではなくて、許認可や検査などの規制結果の実施
状況も、ホームページや記者会見、それから出版物
によって積極的に公開をしてまいりました。そ
れから、重要な発表事項に関しては、幹部職
員が地元に出向いて説明も行つております。

今回の一連の事案を教訓にいたしまして、説明
責任を果たして皆様の信頼を回復するということ
についてはもう精いっぱいの努力をしてまいりた
いと思いますし、それから、今回の法案の中で、
原子力安全に関する許認可それから検査について
は、公開の場で開催されております原子力安全委員
会への報告というものが盛り込まれております
ので、原子力安全委員会への報告内容については
すべて公開されることとなります。

○小沢(鉄)委員 かなり前向きにやりたいとい
ういう時期において、やはり今のように、前向き
にできるだけのものを常に出していきたいとい
う御答弁だけでは、どうもそれは国民の皆さん
の安心感につながらない、こう思うんですね。

そこで、ちょっと角度を変えてお尋ねしますが、
情報公開法がございますね。一般的な情報公開法
であります。しかし、その情報公開法で逆に国民側がお
尋ねする話は、今、高市副大臣のお話があつたよ
うな話も当然含まれるものと思いますが、国民側
からそういう働きかけをしたときに、ほとんどの
ものが、今ありました核の拡散だとそういうふうな
ものに関するもの以外はすべて答えることができる
んだということを改めて明言していただけない
でしょうか。

○佐々木政府参考人 確かに、情報公開法の規定
によりまして、非開示理由が成立しないものはす
べて公開をするとということになつております。

○小沢(鉄)委員 今の御答弁で、国民としてはそ
れができるんだということを改めて確認させてい
ただいたというふうに理解をしたいと思います。
ただ、そういうことであるならば、そういうふ
うな話も当然含まれるものと思いますが、国民側がお
尋ねする話は、今、高市副大臣のお話があつたよ
うな話も当然含まれるものと思いますが、国民側
からそういう働きかけをしたときに、ほとんどの
ものが、今ありました核の拡散だとそういうふうな
ものに関するもの以外はすべて答えることができる
んだということを改めて明言していただけない
でしょうか。

○佐々木政府参考人 確かに、情報公開法の規定
によりまして、非開示理由が成立しないものはす
べて公開をするとということになつております。

○小沢(鉄)委員 今の御答弁で、国民としてはそ
れができるんだということを改めて確認させてい
ただいたというふうに理解をしたいと思います。
ただ、そういうことであるならば、そういうふ
うな話も当然含まれるものと思いますが、国民側がお
尋ねする話は、今、高市副大臣のお話があつたよ
うな話も当然含まれるものと思いますが、国民側
からそういう働きかけをしたときに、ほとんどの
ものが、今ありました核の拡散だとそういうふうな
ものに関するもの以外はすべて答えることができる
んだということを改めて明言していただけない
でしょうか。

うのももちろんありますが、それよりも何よりも、どちらかというと経済的利益、ある意味で、アクセルを踏むために必要なものを逆に国がそういった事業者からの意見に押されて導入するんだ、お墨つきなんだという意見に対してものようにお考へか、お答えいただきたいと思います。

○西川副大臣 結論から申せば、決してそうでは

ないということをございます。

簡単にその理由を申し上げますと、今回の改正は、事業者がひび割れを発見した際の取り扱いが今まで不明確であった、こういうふぐあいが出た場合にはどうするかということで、今回の事案の以前から、先生御案内とのおりずっと議論してきたわけでござります。

したがいまして、そういうことが一因ではございましたけれども、それを反省の大きな材料として、健全性の評価を行うことを事業者に義務づけることによりまして、再発防止、こういう点で取り入れるものでございまして、安全の水準を下げるとか、原子力のさらなる推進をしやにむに図る、こういうことでは決してございません。

○小沢銳委員 御回答は確かにそういうことなんだろうと思いますが、今私がお伝えしましたような意見というのは、例えば日経新聞の九月八日付の記事の中にも、「電力各社は電力自由化をさらに原発の運転費用抑制に躍起になつており、検査の簡素化を求める業界の声に行政が動いた」との見方がもつぱらだ。こういう書き方にもなつているわけですね。

ですから、要は、こういう見方の中に、ある意味ではああした事実の隠ぺいの問題が起つて、そして今回の維持基準導入になる、こういうことでありますから、これは先ほどどなたか委員がおつしやつてきましたが、本当にタイミングが悪い、そういう時期だらうと思います。それは悔いても、ある意味ではこのタイミングは仕方ないのかもしれません。

中身に入らせていただきます。

いわゆるシユラウドの傷という問題がありまし

た。腐食割れ、こういうふうに言われているようになりますが、例えれば今の維持基準の話、この腐食割れの進行といふのはその基準に入つてくるものと予想できるんでしようか。なかつ、それを入れるという意味は、シユラウドの腐食の進行として、少なくとも今回話題になつてます。

いうのは大体科学的な知見というのがあって、それを強化するんだ、こうしたことなんでしょうが、本当に果たしてこの程度の改正で国民が安心できるようになるんだろうか、こういう事例というのを見ても、あるいは経験的に見ても、安全だったとはつきりと断言できます。

○佐々木政府参考人 今般の事案に係りますシユラウドのひび割れにつきましては、私ども保安院として、米国において安全規制に用いられております米国機械学会の維持規格などを参考にして亀裂の進展予測を行いまして、破壊力学的な評価を行ひ、直ちに原子炉の安全性に影響を与えるものではないということを確認したところでございま

す。

今後、いわゆる維持規格につきまして、具体的にどの設備についてどのような基準を策定するかにつきましては、省令を策定する中で検討してまいります。具体的には、日本機械学会などが策定した民間規格につきまして科学的合理性や公正性について評価をした上で、所定のプロセスを経て国民各層の御意見を承りながら、国の基準として活用することの妥当性を判断してまいりたいと考えております。

今お尋ねのシユラウドの健全性評価でございますが、それでも、日本機械学会規格の二〇〇二年版のまだ案でございますけれども、シユラウドの健全性につきましても、我が国の研究実績を踏まえた独自の評価手法が、個別検査の手法の中で規定されております。今後、この技術的な妥当性をきちんと評価、検討した上で活用することは可能だと考えておりますが、今後の検討課題でございます。

○小沢(銳)委員 次に、ある意味では今回の最大のポイントといいますか、ダブルチェック体制に

つきまして御質問をさせていただきたいと思いま

す。このダブルチェック体制がきかなかつたというものが少なくとも私の受けとめでございます。だからそれを強化するんだ、こうしたことなんでしょうが、本当に果たしてこの程度の改正で国民が安心できるようになるんだろうか、こういう

具体的な名前は控えさせていただきますが、私がかねてから大変親しくさせていただいている原発立地県の知事さんと昨日もお話をさせていました。その知事さんは、ある意味では旧通産省対しても大変理解のある知事さんでありますけれども、昨日の少なくとも私との電話での話の中では、この法案の是非の前に、とにかく今のいわゆる保安院あるいはまた原子力安全委員会も含めて原子力発電の検査体制、安全確保体制に対しては大変深い疑惑と怒りを持っているというこ

とをおっしゃつております。それは、この間の参考人の皆さんたちの意見もそうです。

先ほど大臣もおっしゃいましたが、今後、原子力発電を、新設を約十基予定しているということになります。具体的には、日本機械学会などが策定した民間規格につきまして科学的合理性や公正性について評価をした上で、所定のプロセスを経て国民各層の御意見を承りながら、国の基準として活用することの妥当性を判断してまいりたいと考えております。

今お尋ねのシユラウドの健全性評価でございま

すけれども、その知事さんの言葉を私なりに解釈すると、立地県としてはもうとんでもない、新設どころの話ではない、この法案の前に、まず基本的に、その安全確保に対するいわゆる関係者の基本的な考え方、体質が問題なんだという御意見でありました。そこを直さない限り、小手先の手直しではだめなんだ、原発は安全だと常に安全神話と言い募つて、本当に住民の声に、あるいはまた立地県のそうした声に少しもこたえようとな

りで、そして常に事故が起つてくる、その繰り返しだ、こうのことでありまして、これは大臣、今本当にゆゆしき状態だらう、こういうふうに私は思います。

そこで、何点かお尋ねを申し上げますが、今回このデータの改ざんを初めとする一連の件に関して、結果として、いわゆる保安院も原子力

安全委員会も無力でありました。役に立たなかつたと言われてもしようがない、こういうふうに思います。なぜ今回このこうした話が見つけられなかつたのか、役に立たなかつたのか、保安院と原

子力安全委員会、それぞれの御見解をお尋ねしたいと思います。

○佐々木政府参考人 まず、東京電力の自主点検記録に係ります不正の事案でございますけれども、事業者による自主点検について法令上の位置づけがなく、国によるチェックの仕組みが不備だったことがこのような事態を発見できなかつた背景にあると考えております。今回、定期自主検査制度などの導入によりまして、こうした事態を防止するという対策を提案させていただいているところでございます。

また、福島第一の一号機の格納容器漏えい率検査に係ります偽装の事案につきましては、國の検査官が一名立ち会つて検査を行いましたが、当時の定期検査の記録によれば、あらかじめ定めた定期検査要領に従つて適切な検査手順で行われております。当時の検査官の記憶によりましても、検査中何らの異常も認められなかつたとしております。

本件につきましては、事業者が意図的な不正操作を行い、検査結果の偽装を図つたものであります。このような検査について、初めから偽装の疑いを持つて国が検査を実施することは困難であると考えております。罰則の強化や、あるいは点検を行つた企業からの報告徴収などの不正の調査手段の充実を図らせていただきたいと考えています。

○松浦参考人 原子力安全委員会松浦でございま

す。お答えをさせていただきます。

今佐々木院長からも御答弁ありましたように、

今回のシユラウドのひび割れ等に関する不正に関しましては、これは国の規制の直接の対象になつてない事業者の自主保安の活動で発生したものでありまして、原子力安全委員会も報告を受けておりませんで、把握することはできませんでした。

一方、東京電力の福島第一原子力発電所一号機におきます格納容器の漏えい率検査の偽装に関しましては、これはまさに国の定期検査を欺くことを意図してなされたもので、許しがたい行為であつてはならないこと存じます。

今回の事案は、事業者の安全確保への自主性とそれから責任感が十分に確立していなかつたことが根本の一いつだと思ひます。それからもう一つは、国と事業者の間の責任分担が明確でなかつたといふところも要因にあると思います。こうしたことで、今後は事業者による自己責任の明確化をしつかり図るとともに、国が事業者の保安活動を的確に監査するという実効的な規制体制をつくるといふことが重要だと思います。

こういう認識を徹底しますために、原子力安全委員会は、去る十月二十九日に、史上初めてでございまして、内閣総理大臣を通じて経済産業大臣にこの趣旨の勧告をさせていただきました。

さらに、この不正が起つたさらにその根本のところを考えますと、やはりこれは経営者層を含めまして、現場も含み、組織全体において安全を第一とする安全文化が十分に確立していなかつた、そういうことがあるのではないかと思います。今後は、現場も経営者も含めまして、とことんその安全のために、いつもこれでいいのかという常に問い合わせる批判精神を十分身につけていただきながらければならないといふふうに考えます。

原子力安全委員会いたしましても、安全文化をより醸成するための活動、それから情報公開による透明性の向上あるいは規制調査の見直し等を十分に検討して、原子力の安全確保それから信頼性の確保のために真摯に活動していくないと存じます。

○小沢(鉄)委員 両者から幾つかの論点がござい

ました。一つ一つ本当に入っていきたいと思いますが、その中でもちょっと気になつたことを申し上げたいと思います。

まず原子力安全委員会の方から、国と事業者の責任分担がはつきりしていなかつたことも原因の一つ、こういう話がある中で、勧告が行われた、こう言われます。勧告、私も今手元に持つておりますけれども一枚紙であります。これは

恐らく国民が、勧告というのがなされ、ああ大変なんだ、こう思つているかもしれません、これがそうですよと、こうやって見たときに、ああこんなものかというよう受けとめになるんじゃないかな、そう思つて私自身見ました。

それは私の印象ですからともかくとしまして、その中にいわゆる事業者に第一義的責任がある、こういう書き方になつておりますけれども、答弁の中にもそういう話があるんですが、第一義的責任ということがあるんだとすれば、最終責任という話があつていいんだろうと思うんですね。

この原発、今回は事故が起つておりません。起つていなくてよかつたわけでありますけれども、万一こうしたことでいわゆる国が検査で見逃した、そしてもし万が一事故が起つた、そうしたときの最終責任は一体だれにあるんですか。例えば、立地県の地域の住民の皆さんたちは、一言で言えば、だれに文句と言えればいいんですか。だれが責任を持つんですか。

○平沼国務大臣 原子炉の運転等により原子力災害が発生した場合には、原子力損害の賠償に関する法律に基づきまして、原子力事業者が過失の有無にかかわらずその損害を賠償する責めに任ずるということとされるなど、その責任は第一義的には原子力事業者が負うこととされているところであります。

しかし、原子力施設は潜在的に大きなリスクを持つものでございまして、国は、公共の安全を守る立場から、原子力施設の許認可、検査などを通

じて災害の防止を図る責任を負うほか、災害発生時の防災の責任も負っています。したがつて、これらの責任については、政府部内においては許認可等の主務大臣が負う、そういうことに相なると

思います。したがいまして、例えば商業用原発なら当然私、経済産業大臣が負うことに相なる、このように思つております。

○小沢(鉄)委員 そこで、では大臣にお尋ねしま

す。大臣としても当然大変な責任を感じてお取り組みいただいているものと思いますが、今回の処分、保安院の処分もあるいは大臣の処分も納得できません。例えば、大臣は御自身で自主的減給をされたというんですが、幾らですか。

○平沼国務大臣 通例ですとそういう額は申し上げなくともいいことになつておりますけれども、せっかくのお尋ねでございますから私申し上げさせただきたいと思うんですが、私自身、これまでの連の事態を招いたことについては、経済産業省という組織の最高責任者として極めて大きく述べ受けとめています。

特に、今回の申告は私が大臣に着任した直前のことです。そこでございまして、私の大臣としての在任期間が本調査の時期にはほぼ合致していた点でも、その感の意を強くしているところでございます。

このような考え方のとで、私は組織の最高責任者として、政治家としてのけじめを明らかにする観点から、俸給月額の十分の二を二ヵ月分、これは正確に申しますと六十七万二千八百円を国庫に返納させていただきました。

今後、職員と一丸となつて国民の皆様方の信頼を回復すべく、私が先頭に立つてその努力をしていく、このことが国民の皆様に対する責任を果たすことにつながる、このように思つております。

○小沢(鉄)委員 今大臣からお話をありましたけれども、今回の話は、約二年間期間があつた。

そして同時に、先ほどから保安院の院長も、いわゆる法令上の不備があつてそれに対応できなかつたんだ、こういう答弁があるんですが、その法令

上の不備そのものを、これは不作為だ、なぜ今までやれなかつたんだ、あつて当たり前じゃないの、こういう話が国民の意見なんですね。あつて当たり前のことやらなくて、そしてそれが不備ありましたから発見できませんでしたという話は、どう考へてもこれはおかしいんですよ。

大臣のあえておつしやつていただいたその自主的返納も、額の話に入るのはともかくとして、これだから日本のエネルギー政策、本当にどうぞこれから日本のエネルギー政策、本当にどう思ひます。したがいまして、例えば商業用原発なら当然私、経済産業大臣が負うことに相なる、このように思つております。

○小沢(鉄)委員 そこで、では大臣にお尋ねしま

す。大臣としても当然大変な責任を感じてお取り組みいただいているものと思いますが、今回の処分、保安院の処分もあるいは大臣の処分も納得できません。例えば、大臣は御自身で自主的減給をされたというんですが、幾らですか。

○平沼国務大臣 通例ですとそういう額は申し上げなくともいいことになつておりますけれども、せっかくのお尋ねでございますから私申し上げさせただきたいと思うんですが、私自身、これまでの連の事態を招いたことについては、経済産業省という組織の最高責任者として極めて大きく述べ受けとめています。

特に、今回の申告は私が大臣に着任した直前のことです。そこでございまして、私の大臣としての在任期間が本調査の時期にはほぼ合致していた点でも、その感の意を強くしているところでございます。

このような考え方のとで、私は組織の最高責任者として、政治家としてのけじめを明らかにする観点から、俸給月額の十分の二を二ヵ月分、これ

は正確に申しますと六十七万二千八百円を国庫に返納させていただきました。

今後、職員と一丸となつて国民の皆様方の信頼を回復すべく、私が先頭に立つてその努力をしていく、このことが国民の皆様に対する責任を果たすことにつながる、このように思つております。

○小沢(鉄)委員 今大臣からお話をありましたけれども、今回の話は、約二年間期間があつた。

そして同時に、先ほどから保安院の院長も、いわゆる法令上の不備があつてそれに対応できなかつたんだ、こういう答弁があるんですが、その法令

時にこれを、安全確保体制の全体を根本的に再検討する機会として捉え、「こうあるわけですよ。

これはやはりもう踏み込むべきだと改めて申し上げて、大臣の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○平沼国務大臣 民主党さんからも、三条委員会を設置しろ、こういう御提案をいただいていることは私も承知しております。

先ほど来、いろいろな方々に対する答弁の中でも言わせていただきました。やはり日本の場合には、先ほど来の議論の中でも出ておりましたように、一方においては原子力を推進する、その意味では、推進官序たる経済産業者の中に、安全をしっかりと理解し、そしてさらに意見を有する、そういう部署がなければならない。そうなりますと、いろいろ議論があつたところですけれども、ダブルチェック体制ということで、一次規制は経済産業省の中で行い、さらにそれをしっかりと担保するために内閣府の中に原子力安全委員会をつくり、そしてそのダブルチェック体制、こういうことでやつておられます。

</

ことを言つては大変失礼、今はそうじやないと思ひますけれども、人的なものを確保する同じ検査員でも、日本の安全、こういう大切な仕事をする個人的にその人がいいとか悪いとか言つているんじゃないですよ。でも、農水省の米の検査員が、今回の保安院の、少なくとも原子力の現場に検査員としていらっしゃったことも事実なんです。それは優秀だったんだしよう、そこへ行くからには。でも、だれが見てもこういうことが信頼関係を失うことの原因の一つになつていくと思うんです。

○平沼国務大臣 現在、保安院におきましては、農水省の者が検査に当たっているという、例えば米の検査をした人が検査に当たっているという事実はありませんけれども、過去、農林水産省の職員を地方の通商産業局において採用しまして、当時の資源エネルギー庁運転管理専門官事務所に配置していたという事実は調べたところあると聞いております。これは、農林水産省の行政組織の見直し等に起因する部門間の配転によりまして、昭和五十年代後半から農林水産省職員を地方の通商産業局に受け入れたものでございまして、中には農産物検査官であった者がいた、こういうふうに調べたところ出てきました。

これらの者が運転管理専門官事務所に勤務するに当たつては、本省の研修を頻繁に受けることなどによりまして知見を取得し、当初プロバーの職員の指導を受けて現地事務所で職務に当たつていった、こういうふうに承知しております。

なお、地方通産局で採用されたこれらの職員は既にすべて退官をしている、このように承知しています。

なお、過去どれだけあつたかということなんですが、女川事務所で一名、福島事務所で二名、東海事務所で二名、浜岡事務所で一名、それから、敦賀、美浜で二名、それから、大飯、高浜で二名、こういったことでございまして、そういう事実はございました。

○田中(慶)委員 ですから、私は、そういう人た

ちも含めながら研修というものが大切だし、そういうところへ予算を十分とつてやることが意識改革になつていくだろう、そういう意味で申し上げています。

特に、先ほど来アメリカあるいはまたそれぞれの外国との比較の中で大臣も言われているように、日本の検査に当たる保安院の皆さんのがトータルとして三百六十五名、こういうことを言われております。そして、先ほどアメリカは二千八百名と。前から申し上げているように、アメリカは原子力発電所が日本の約倍、そうですね。日本は二分の一としても、少なくともこの三百六十五名対二千八百名というこの比較対照をして、理あるいは安全に対する意識が全然少な過ぎると私は思うんです。ましてそれは、アウトソーシングじゃないですか、独法にあるとかいろいろなことを言われておりますけれども、そうではない。やはり安全ということについて最大の力を入れるならば、ここに重点的に人的要員を導入すべきだと思います。

何か今回、四十名が動員されて行革からどうのこうの、とんでもないことですよ。これだけの事故があつて、これからエネルギーをどうするか、環境問題をどうするか。むしろ、これは国家戦略的立場でエネルギー戦略を考え、四十名とかなんとかじやなくして、少なくとも千名あるいは千五百名に達するぐらいの予算を講じて、大臣はそのぐらいの決意でそれぞれの省庁と連携をとりながらやるべきじゃないですか。それこそ、スクランプ・アンド・ビルトだったら集めてきて、またそこで十分にトレーニングして、そのぐらいのことを私はこれからすべきだと思うんです。どう思ひますか。

○平沼国務大臣 今、国の厳しい財政事情の中で四十名、確かにこれはアメリカと比較しては少ない数かもしませんけれども、これは今の日本の現状からはぎりぎり、相当確保できた、このよう

こういうことを私も重く受けとめて、いろいろ努力をしていかなければいかぬと思っておりますけれども、この四十名というのも、そういう私どもの認識に基づいて、今の厳しい財政当局との間の中で獲得できたりぎりのところだ、こういうことも御理解をいただき、さらに私は努力をさせていただく、こういうことで申し上げたいと思いま

す。

○田中(慶)委員 原子力発電の、あるいはこれら事故によって国民の信頼を失つてきているわけですね。そして、なつかつ、今停止されているものをこれから稼働させるために、そういうことを含めて考えますと、国の財政が厳しいからといってこの問題を、やはり国のエネルギー政策なんですか、四十名が最大の努力であつてなんというようなことじやなく、もっと力を入れて、ふやすべきものはふやしていいと私は思うんです。だれも反対しないと思いますよ、はつきり申し上げて。それは、あなたたちが省の中にいるからそういふうになつてきてるのであつて、国民はむしろ、安全というためにこれだけ必要なんだということであれば、私は賛成すると思いますよ。その辺をもつとしっかりとだめだと思いますよ。

それは、あなたが今省内や、あるいはまだ行革のいろいろな形の中で、それいろいろな風当たりが強いものですからその程度になつていると 思いますけれども、四十人なんというのは私は全然少ないと思いますよ。もっと努力してくださいよ。どうですか。

○平沼国務大臣 私どもとしては保安院それから原子力安全委員会三百六十名、その他に約六百名、こういうことでござります。

したがつて、倍という形でいえば、二千八百、そういう基準でいえば、もう少しふやす、こういふことに相なると思います。ですから、そこに四十五人が加わつた、こういうことでございまして、私どもとしては、おつしやる意味はよくわかります。しかし、一方においてそういう御指摘がある、

せていただいて、国民の皆様方にやはり安心をしていただくような体制をとること、これは御指摘のように私の務めであると思いますので、引き続みたい、このように思います。

○田中(慶)委員 厳しい中ですけれども、これまで、大変申しわけないけれども、今の省庁を見つけて、はつきり言つて本当に暇な省庁もあるようですから。朝電話してくださいよ。はつきり申し上げて、九時に来ている人なんてほとんどないですよ。

こんなことを含めながら、やはり厳しい状態の中で、厳しく査定をしながら、必要なところに必要な異動をしながらやるべきではないんでしょうか。そういうことを含めて私は申し上げているのですから。ぬるま湯にだつぶりつかつては、安全というのはこれからの大好きな政策だと私は思いますから、ぜひそうしてください。それで、原子力安全委員会委員長、来ていてね。実は、今回三十四年ぶりで初めて勧告をされただ、こういうことでありますけれども、私は、それが自体が原子力安全委員会の機能を発揮していないかつたんだと思います。

なぜかというと、その以前に、動燃、ジェリー・オーラーの問題、いろいろあつたでしょう。あのときのときなぜ発揮しなかつたのですか。あのときの問題は事故じやない。あれは事件ですよ。バケツで放射能に汚染されているものをくむようなことはやつたわけですから、完全なる事件ですよ。そういうときに勧告も何もせずに、今回のシユラウドの傷でどういうふぐあいがあつて、どういふ人の被害があつて、どうしたんですか。

そういう点では、機能が全然されていない。いろいろな社会的な問題になつたから、初めて今回勧告したんじやないですか。どうですか。

○松浦参考人 原子力安全委員会の松浦でござります。お答えいたします。

かつても、原子力安全委員会で勧告を出すかど

うかについてかなり真剣な討議がされたことがあつたというのは伺っております。私が委員会に参りましたのは平成十三年からでございますが、確かにそれ以前にも何度かそういう議論がありましたが、そのたびごとにいろいろ議論を進めていたところで、行政機関の方、規制行政庁の方で十分な対応がなされる、そういうふうな認識をしておりますから、そういう前提を含めて考えてくる原子力安全委員会が持たれまして、それで勧告がされなかつたというふうに伺っております。

今回のものにつきましては、国民の原子力安全に関する信頼の毀損といいますか崩壊が相当にひどい、やはりここは必死になつてありとあらゆる努力をすべきだというふうに考えまして、勧告をするようにいたしました。

○田中(慶)委員 相当にひどいからとか、だから勧告したことじゃないと思うんです。あ

の動燃のとき、なぜしなかつたんだでしょう。

私は現地にも行きましたよ。少なくとも、ああいう一連のことをやはり勧告すべきだった。原子

力安全委員会が設置をされてから、今回初めてで

すよ。これだけいろいろな形で今日まで何回か、

大体この四、五年の間にいろいろな事故があつて

きたんですけども、こういう一連のことで勧告

をせずに今回シユラウドの問題から端を発した

わけでありますけれども、シユラウドの問題より

は前段の動燃の方がむしろ厳しかつたんだ、専門

家としてそういうべきじやなかつたかな、私はこ

う思うんですけども、再度答弁してください。

○松浦参考人 過去の問題に関しましては、私は

もう弁解のしようがございません。しかし、今後

は、時を移さず、必要になつたと思ったときには

勧告するようにいたしたいと思います。

○田中(慶)委員 原子力安全委員会といふのは内閣府に設置をされて、そしてなおかつ、行政としてあなたのところがダブルチェックの本当の役割を果たさなければいけないわけありますから、ぜひそうしてほしい。

今回の法案をつくる段階から、あるいは事故の段階から原因があつたのは、設置基準は明確に

なつていたんですけども、維持基準や点検基準が何もなかつたところに問題がある。外国では全

部そういう形で維持基準というのがあつたわけでありますから、そういう前提を含めて考えてくる

と、この基準そのものについても、つくるべきでなかつたかという勧告を出してもよかつたんじゃ

ないです。どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

まして、その方向で進めていただくよう、我々も

期待していただところでございます。

○田中(慶)委員 私の質問に答えてくださいよ。

答えていないじゃないですか。

少なくとも、設置基準が明確になつて、外國で

は維持基準といふものになつていて、なかなかこ

とについて、今回、いろいろな形で事故が起きた

わけですから、こういうところを事前に維持基準

を設置すべきであるということを、少なくとも外

局としてそういうことを現場に指示するのがあな

たのところじやないんですか。それをしなかつた

でしよう。そのことを答えてください。

○松浦参考人 御指摘のように、過去はそういう

指摘をしておりません。しかし、今回の事案に関

しましては、そこは絶対に必要だと思いましたの

で、先般の勧告の中での点を改めて入れさせて

いただきました。

○田中(慶)委員 私が言つているのは、過去にし

ていなかつた責任といふものがあるということを

申し上げてはいるわけで、まして原子力といつ

の大きなエネルギーの政策の中で、設置基準は本

当に厳しく、ところがあとはいい、これが日本の

現状なんです。

ですから、今回も私たちは、政府が出された法

案について幾つかの修正案を申し上げたわけであ

ります。例えば、原子力安全委員会への報告につ

いても、ダブルチェックの面からして、年に一度

ありますから、そういう点で四半期にさせて、できるだけそういう

報告の機会をしてその辺についてのチェックを

ありますから、そういう前提を含めて考えてくる

と、この基準そのものについても、つくるべきで

なかつたかという勧告を出してもよかつたんじゃ

ないです。どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、そういう点では外

局の安全委員会に、ダブルチェックの趣旨という

ものはそういう点でもお願いしたわけあります。

についても、保安院に申告されても、内局の中に

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

告があつても、また変なことを行政指導としてさ

れるといけないわけですから、どうですか。

○松浦参考人 維持基準に關しましては、過去に

もいろいろと議論があつたと承知しております。

しかし、最近、この数年に至りまして、日本の

学會の中でも相當に検討が進んで、いよいよ日本

もこの二年ほど前からそういう活動をしておられ

るということは安全委員会としても承知しております。

あれば、そこで事業者は仕事をしていく、幾ら申

を含めながら、安全なりいろいろなことを信頼いたくためには、そういうことを本気で真剣に受けとめていかないといけないんだろう。幾ら保安院がいても、現場で操作をするわけじゃないわけですから、やはり現場というものは一番大切にしないかなければならないんじやないかな、私はこんなふうに思っているんですよ。

そのときに、しっかりと現場でそういうものを

保障してやり、そしてオープンにしてやり、そしてそれが勧告もできる制度を今回私たちは多くの皆さんの理解をいただくようになつてないわけですけれども、今までその勧告も含めてなかつたところに、今回のような原因があつたような気がしてならないわけであります。ですから、これらの申告制度というものを、まだまだ成熟していく努力していただきたいと思いますけれども、できるだけこの制度と

○平沼国務大臣 今回の東京電力の事案も、その発端は申告がありました。非常に問題だったのは、もう重々御指摘されておりますけれども、結果的には二年かかってしまった、こういうことであります。やはり申告制度というものはしっかりと強化をして、そして体制をとらなければいけない、こういうことで、私どもは、申告調査委員会、こういったものもつくらせていただいて、そしてきめ細かく対応し、そしてそのものについてはできる限りオープンしていく、こういう体制をとらせていただきました。

やはり申告制度というものはしっかりと強化をして、そして体制をとらなければいけない、こういうことで、私どもは、申告調査委員会、こういったものもつくらせていただいて、そしてきめ細かく対応し、そしてそのものについてはできる限りオープンにしていく、こういう体制をとらせていただきました。

したがいまして、田中先生御指摘のように、申告制度、従来は日本の社会では内部告発というのはどうちかというと負に見られておりましたけれども、そうじやなくて、やはりそういう申告によって安全の担保がありますとかあるいはいろいろな面がしつかりと機能する、こういうことが必要でございますから、私は、この申告制度というものをオープンのもとでしっかりと整備していく、こ

のことが重要なことだ、こういうふうに思います。○田中(慶)委員 ゼビそのような努力をしていました。これから検討すると、自民党的吉野さんも第三者は、これも本当にこれからいろいろな形ができるだけ早く検討しなきやいかぬと思っているんです。

よ。

例えば、皆さん、今行政の中の経理の問題も含めて、決算の問題で少なくとも外部監査というものが入つてきます。昔は入つていなかつたのですよ。これはいろいろな問題が、ふぐあいができるから出てきているわけです。こういうことを含めながら、やはり外部監査というものはより精度を上げたり、あるいはまた、お互いに嫌なやうに努力していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○平沼国務大臣 今回の東京電力の事案も、その発端は申告がありました。非常に問題だったのは、もう重々御指摘されておりますけれども、結果的には二年かかってしまった、こういうことであります。

やはり申告制度といふうに思つてますけれども、できるだけこの制度と

適切にその指導なり安全といふものの確保ができるんだと思ってるんですよ。

ですから、そのことを含めて、大臣、ゼビそのことについて、先ほど來の何かいま少しわんと

した形じゃなくして、もう少しひと答弁してくれませんか。

○平沼国務大臣 ずっと午前中そういう答弁をさせていただきました。原子力を推進していくに当たっては、やはり知見を有し、その安全性を担保し、そしてそこを熟知している人が推進側にいるということは必要だと。ですから、そういう意味では、ダブルチェック体制というのをよりいい形で、そして機能を強化してしっかりとやっていくことが大切だ。そういう形で、今回の法案の中も、いわゆるダブルチェック体制が基調になっていま

す。

しかし、いろいろ御指摘もありますし、御意見もあります。ですから、そういう中で、保安院も含めて今後のあり方については私どもは総合的に考えていかなければいかぬ、こういうふうに思つております。

○田中(慶)委員 今大臣は、それ以上いろいろな関係で述べられないのだろうと思ひます。そこで、せっかく原子力安全の委員長さんが来ておりますから、今私が申し上げたような形で、少なくともあなたは外局にいられるわけですか、これらの問題をはつきりと、保安院あるいはまた検査の問題等々を含めて、二三条委員会といいますか外部といいますか、外局がそういうことをした方がいいと私は思ひますけれども、あなたの見解はどうでしょう。

○松浦参考人 日本の原子力規制の形は、御案内のように、規制庁が一次的に規制し、それを中立的あるいは客観的な立場で原子力安全委員会がダブルチェックをするという格好で進んでおります。そして、私自身は、この現在のやり方は、有効に働かることで十分その機能を發揮できる

ましては、これはそれぞれの国がそれぞれの行政の歴史とか事情とかによって議会でお決めになることでござりますので、安全委員会の委員の立場でそれをどうこうということを申し上げることは

ござりますが、大臣、何か答弁があつたら答弁してください。

○平沼国務大臣 最後に、安全性が一番だと、こ

ういう答弁でしよう。

○田中(慶)委員 でも、少なくとも原子力安全委員会の中に、二十四条に勧告という問題がしつかりとキープされ

てきたわけですけれども、それが今日まで十二分に発揮できなかつた、出動できなかつた。今回初回で、そして機能を強化してしっかりとやっていくこと

が大切だ。そういう形で、今回の法案の中も、

いわゆるダブルチェック体制が基調になつていま

す。

行政といふものが今や本当に大切なんですよ。私は前々から、エネルギーの問題、環境問題、あらゆることを含めて原子力の役割といふのは大変でやつていかないと、これから日本の原子力行政といふものが今や本当に大切なんですよ。

私は前々から、エネルギーの問題、環境問題、

あらゆることを含めて原子力の役割といふのは大

切でありますから、今私が申し上げたような形で、

そこで、だからこそ、その中で一番大切なのは安全だ。

そこで働いている人たちの命もかかっているわけ

です、はつきり申し上げて。

それから、今のような問題でいざ有事といふ形

になつてくると、地域の人たちにも大変な御迷惑

をかけるわけですから、そういう点で、念には念

を押せ、セクシヨナリズムじゃなく、しつかりと

お互いに連携をとりながら同じ目標に進んでいか

ないと効果は出てこないと思いますから、やはり

安全委員会であろうと保安院であろうと、あるいは経済産業省であろうと、一つの大きな国家政策のエネルギー政策についてはしつかりと同じ方向

を向いて協力をしていくかなければいけないのだろう

と思いますので、そのことを要望して私の質問を終わりますが、大臣、何か答弁があつたら答弁してください。

○平沼国務大臣 最後に、安全性が一番だと、こ

ういうことは私も同感でございまして、そのことを肝に銘じてこれから一生懸命努力をさせていた

○田中(慶)委員 終わります。
○村田委員長 午後一時から委員会を再開する」ととし、この際、休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

○工藤委員　自由党的工藤堅太郎でございます。
質疑を続行いたします。工藤堅太郎君。

これまで、今回提出をされております両法案について数多くの方々から御質疑がございまして恐らく重複する点が多くあろうかと思ひますけれども、本日、採決といったようなお話を聞いておられます、が、今回のこの両法案については最後の質問にならうかと思ひますので、答弁の方、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○佐々木政府参考人 今回の一連の事案が生じた原因につきまして、総合資源エネルギー調査会原子力安全規制法制検討小委員会で検討を行い、十月三十一日に報告が取りまとめられました。この報告によりますと、電力会社側の要因としては、経営トップを含む原子力部門以外の部門からの十分な監査が及ばなかつたこと、安全確保についての品質保証活動が経営上重要なものとの認識が組織全体に浸透していなかつたこと、この結果、自主点検においてひび割れなどが発見されても、現場限りで安全上問題がないと判断できれば、それ以上の対応を行う必要がないとの意識を生み出したことなどが指摘されております。委員から原子力事業者のおこりや安全文化の意識過剰について御指摘をいただきましたが、このような限られた者での独善的な判断が習慣化されていたとの御指摘と考えます。

また、国側の要因といいたしまして、自主点検の規制上の位置づけが明確でなく、事業者による自己点検の適正な実施を担保する仕組みが欠けていたこと、技術基準等の運用やトラブルに係る報告

○佐々木政府参考人 今般の一連の不正行為でござりますが、事業者の自主点検が法令に位置づけられていなかつたため、自主点検で発見されたひび割れの兆候が放置されたり、適切な記録の保存がなされていなかつたものです。加えて、ひび割れ等のふぐあいを評価する手法が不明確であつたことも、適切な対応がなされなかつた要因の一つと考えております。

このようなことから、今般の法案におきまして、事業者に対する定期的な自主検査を義務づけるとともに、仮にひび割れを見つける場合には、設備の健全性に問題がないかを評価させることとしております。また、これらの検査や評価の結果は、事後でも確認ができるよう記録の保存を義務づけるものであります。さらに、事業者が行う定期的な自主検査については、それが適切に実施されるよう、独立行政法人及び国がその実施体制を審査、評定することとしたものであります。そして、事業者の組織的な不正を防止し、法令遵守意識を高めるために、法人重課の導入や罰則の強化をいたします。

て、再発防止策の検討をしたところでござります。それで、十月の三十一日に中間報告として八項目の提言を取りまとめたところでございます。その提言のうち、法律上の措置が必要なもの、すなわち、一点目は事業者による自主点検の法的位置づけの明確化、二点目に自主検査結果の記録、保存の義務化、三点目に設備の健全性評価の義務化、四点目に罰則強化等につきまして本法案に反映させて いるところでございます。

また、その他の項目については、政省令の改正など、制度運用面の改善によりまして対応していきたいと思つております。

○工藤委員 今回の一連の問題は、二〇〇〇年七月に東電の検査を請け負った米国のゼネラル・エレクトリックの子会社からの申告に端を発して、それから二年以上もたつてようやく不正が明らかになつたのは、申告制度自体に欠陥があつたと考えるわけであります。が、現行の原子炉等規制法に基づく申告制度では、主務大臣への申告の規定及び事業者側が申告者に対して不利益な取り扱いをしてはならないことのみが定められておりまして、申告があつた場合の調査権能については何ら

が、今回の原子力関連法案が審議されておりま
すのは、申し上げるまでもなく、八月末に東京電力
の自主点検時の記録の不正などが公表されまし
て、その後、中部電力、東北電力まで及んだこと
で、当局を発してはいる、このように思つております。

一般的の事案は、安全性に関して直接の影響は結果としてなかつたかもしれませんけれども、地域民を初めとする国民の立場からすれば、およそ許しがたい行為でございまして、その原因究明と再発防止が急務であることは言うまでもない、このように思います。

既に、東京電力の不正問題について原子力安全部・保安院や関係審議会の小委員会で報告がなされ、結局は原子力事業者のおごりや原子力の安全性への意識過剰によるものと考えられるわけであります。改めて、一連の事件の原因はいかなるものであったのか、この点をお伺いいたしたい。

○佐々木政府参考人　今回の一連の事案が生じた原因につきまして、総合資源エネルギー調査会原子力安全規制法検討小委員会で検討を行い、十月三十一日に報告が取りまとめられました。この報告によりますと、電力会社側の要因としては、経営トップを含む原子力部門以外の部門からの十分な監査が及ばなかつたこと、安全確保についての品質保証活動が経営上重要なものとの認識が組織全体に浸透していなかつたこと、この結果、自主点検においてひび割れなどが発見されても、現場限りで安全上問題がないと判断できれば、それ以上の対応を行う必要がないとの意識を生み出したことなどが指摘されております。委員から原子力事業者のおこりや安全文化の意識過剰について御指摘をいただきましたが、このような限られた者の獨善的な判断が習慣化されていたとの御指摘と考えます。

また、国側の要因といいたしまして、自主点検の規制上の位置づけが明確でなく、事業者による自点検の適正な実施を担保する仕組みが欠けていたこと、技術基準等の運用やトラブルに係る報告対象の範囲についても不明確であり、事業者の不適切な対応を防げなかつたこと、組織的な不正に対する不利益措置や罰則等が相当程度軽かつたことなどが指摘されております。

これらに加え、官民とも、地域住民など国民の皆様との間の情報共有を図り、信頼を得ていくことの重要性についての認識が不十分であったことが、今般の一連の事案による国民の不安、不信につながつたものと認識しております。

○工藤委員　今回の法律案、大臣の提案理由にありますように、再発防止のために提出をされているわけでありますが、そこで、今回の法改正で提案されております記録の保存義務や罰則の強化だけでは本当に再発防止ができるのか。今いろいろ御答弁をいただきましたが、なぜこのような対策で今後不正記録等の問題が防げると言えるのか、その点をお尋ねいたします。

○佐々木政府参考人 今般の一連の不正行為でござりますが、事業者の自主点検が法令に位置づけられていなかつたため、自主点検で発見されたひび割れの兆候が放置されたり、適切な記録の保存がなされていなかつたものです。加えて、ひび割れ等のふぐあいを評価する手法が不明確であつたことも、適切な対応がなされなかつた要因の一つと考えております。

このようなことから、今般の法案におきまして、事業者に対する定期的な自主検査を義務づけるとともに、仮にひび割れを見つけた場合には、設備の健全性に問題がないかを評価させることとしております。また、これらの検査や評価の結果は、事後でも確認ができるよう記録の保存を義務づけるものであります。さらに、事業者が行う定期的な自主検査については、それが適切に実施されるよう、独立行政法人及び国がその実施体制を審査、評定することとしたものであります。そして、事業者の組織的な不正を防止し、法令遵守意識を高めるために、法人重課の導入や罰則の強化をいたします。

これらの一連の対策は、学識経験の方々等から成る検討委員会で、原因分析や背景要因の検討をした上で再発防止策として取りまとめていただいたものを法制度化したものであります。このようない連の措置によりまして、今般のような不正事案の再発を適切に防止できるものと考えております。

○工藤委員 今回の再発防止対策は、先般参考人でお越しをいただきました近藤先生が中心になつて、原子力安全規制法制検討小委員会において論議された結果が反映されていると思うのであります。が、専門家の意見としての小委員会の再発防止策の提言が今回の法律案にどのような形で具体的に取り込まれているのか、その点をお伺いいたします。

○桜田大臣政務官 先生御指摘のとおり、今般の一連の事案に関しまして、総合資源エネルギー調査会の原子力安全規制法制検討小委員会において

て、再発防止策の検討をしたところでござります。それで、十月の三十一日に中間報告として八項目の提言を取りまとめたところでございます。

その提言のうち、法律上の措置が必要なもの、すなわち、一点目は事業者による自主点検の法的位置づけの明確化、二点目に自主検査結果の記録保存の義務化、三点目に設備の健全性評価の義務化、四点目に罰則強化等につきまして本法案に反映させているところでございます。

また、その他の項目については、政省令の改正など、制度運用面の改善によりまして対応していきたいと思っております。

○工藤委員 今回の一連の問題は、二〇〇〇年七月に東電の検査を請け負った米国のゼネラル・エレクトリックの子会社からの申告に端を発して、それから二年以上もたつてようやく不正が明らかになつたのは、申告制度自体に欠陥があつたと考えるわけであります。現行の原子炉等規制法に基づく申告制度では、主務大臣への申告の規定及び事業者側が申告者に対して不利益な取り扱いをしてはならないことのみが定められておりまして、申告があつた場合の調査権能については何ら触れられていないわけであります。

今回の問題も、申告から事実が明らかになるまで二年以上の歳月を要したということは、やはり国に強制検査権能を法的に付与することが必要ではないかと思うわけでありますけれども、この点お答えをいただきたいと思います。

○佐々木政府参考人 東京電力のデータ改ざん問題について、最初の申告を受けてから公表までに二年以上を要したことに関し、評価委員会では、規制当局が、申告の内容が事実だとしても安全卜問題なく、法令違反の可能性も低いと判断したため、調査への取り組みが不十分となり、早い段階での法律に基づく処理が行われなかつたとの評価がなされております。

すなわち、本件につきましては、強制検査権等がないことが処理を困難にしたのではなく、申告制度に対する私ども規制当局の不十分な認識に基

ですから、確かに、今先生御指摘のような点はいろいろな形で内在をしていました私は思います。したがって、こういったことを二度と繰り返してはいけないということで、再発防止のための評価

委員会やその後の検討委員会でいろいろ御議論をいただいて、やはり申告制度というものをしっかりと確立する、こういうことで、有識者に入つていただいて、申告があつたときにはこれに迅速に対応して、そしてその出た結果に対してもすぐオープンにする、こういう形で取り組んでいところでございます。

今御指摘のような点がいろいろ内在をして、それがこういう形に相なつた。私どもは大きな反省の上に立つて、この問題、二度とこういうことが起つてはならない、こういうことで我々努力をさせていただきたい、このように思つています。

○工藤委員 それでは、もう少し維持基準についてお尋ねをしたいと思いますが、この維持基準の規定は、運転中の原子炉施設にひび割れなどが発見された場合に、どの程度それが安全性に影響を与えるか評価するものとして設けられているわけあります。

そこで、このようないび割れ等の亀裂の進展に関して、果たして我が国では十分な見知りがあるのかどうか。民間規格を活用して、国が評価していくと説明されますけれども、その適切性をどのように担保されるのか。その点、お伺いいたします。

○佐々木政府参考人 亀裂の進展予測手法そのものは、近年の破壊力学の発達の中で見知りが集積されまして、一つの手法として確立しつつあります。具体的には、米国の機械学会が規格を定め、これを米国の規制当局が規制基準として採用しております。また、米国機械学会のこの規格の考え方とは、フランスあるいはドイツなどでも民間規格や国のが標準として活用されております。

我が国において健全性評価手法を策定する際には、国際的な実績のある米国機械学会の規格を参考にして策定されました日本機械学会の規格など

の民間規格について、科学的合理性や公正性について評価した上で、國の基準として活用することの妥当性を判断してまいりたいと考えております。

具体的には、当省の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の委員であります学識経験者や原子力の専門家の方々に技術的妥当性を評価していただきとともに、原子力安全委員会においても御議論をいたくこととしております。これらの検討結果を踏まえまして、当省としての技術的妥当性の評価について、パブリックコメントに付し、国民の各層の皆様の意見を承りながら、評価、判断してまいりたいと考えております。このような専門家の方々を初めとした多様な意見を踏まえることによりまして、その妥当性を慎重に判断することとしております。

○工藤委員 米国等諸外国では、この維持基準については我が国よりも先行しているわけであります。さもなくば、今後、国際的な協調、整合性を図つていくことが極めて必要であろう、このように思つてます。

そこで、このようないび割れ等の亀裂の進展に

關して、果たして我が国では十分な見知りがあるのかどうか。民間規格を活用して、国が評価していくと説明されますけれども、その適切性をどのように担保されるのか。その点、お伺いいたします。

○佐々木政府参考人 御指摘のとおり、こうした基準の定め方につきましては、科学的合理性を有したものである、そういう意味で、今回私どもは、米国機械学会をベースとして、日本の機械学会の民間規格をこうした規制の中に取り入れていこうと考えておりますけれども、こうした規制のやり方そのものについて、いろいろな基準についても、おっしゃるように、国際的な整合性、ハーモナイゼーションというのは必要なことであると考えております。

○工藤委員 次に、東電の原子力発電所の相当数に当たる十五基が来年中にも停止する予定である、このように報道されておりますが、これは事実なのかどうか、お伺いをいたします。

事実とすれば、冬場の電力需給に問題は生じないのかどうか。

ただ、それで済むということではありますと、それだけの原子力発電所が停止をしても、何ら電力需給にそつ大きな問題がない。いろいろ今後そういったらしく思うであります。

いう点で起つて得るのは、原子力不要論に拍車がかからくるのではないだろうか。私は、そうなければ、根底から我が国の電力といったようなものを考えていかなければならぬ、そういう大きな問題に發展していくだろう、そのように思つておられますので、お答えをいただければと思います。

○高市副大臣 東京電力の原子力が、全部で十七基ですけれども、確かに現在九基が定期検査とかそれから計画外の停止で運転を停止いたしております。さらに、この冬場におきまして、四基の原子力が定期検査に入る予定でございます。これらに加えまして、さらに二基について、気密試験を行つたために年度内に停止させることを検討中といふうに東京電力から聞いておりますので、仮にこれらすべてがそのとおりになりましたら、来年の三月末時点で、十七基中の十五基、先生がおつしやいました十五基が停止するという数字になつてしまします。

この冬場の電力供給でござりますけれども、確かに寒さが非常に厳しくなつてしまつた場合などは不安定要因はあるんですが、それでも、停止している火力発電施設の運転を再開させることと、それから東京電力から申し入れのある件プラス定期検査に入る予定のものの時期を少しずつらしで調整することで、何とか安定的に供給は確保される見込みでございます。

○工藤委員 次に、東電の原子力発電所の相当数に当たる十五基が来年中にも停止する予定である、このように報道されておりますが、これは事実なのかどうか、お伺いをいたします。

事実とすれば、冬場の電力需給に問題は生じないのかどうか。

ごぞいますので、そういう意味では、ではずっと火力発電でかわりができるかといいますと、その十五基がずっとまとまつちやつた、継続的にさつきが申し上げたような形でとまつていつた場合に、CO₂の発生量が三割もふえると言われておりますので、やはり、総合的に考えますと、私は原子力発電は依然大変重要なものであると考えております。

○工藤委員 今お答えをいただきましたが、今まで電気料金は随分高いというようなことを言われておりますので、やはり、総合的に考えますと、私は原子力発電は依然大変重要なものであると考えております。

私は、日本の経済の再生も非常に難しいというような影響を与えるだろう、このように思うわけであります。しかし、絶対にそれは阻止をしていかなければなりません、むしろ下げていく方向でなければ、日本の経済の再生も非常に難しいというような思いもあるわけですので、ぜひともその点は十分お考えをいただきたい、このように思います。

次に、独立行政法人原子力安全基盤機構法案に関する、幾つかの点についてお伺いをいたします。

私は、自由党では、現在政府が提案をして参議院に送られた独立行政法人設置法案に限らず、政府の特殊法人を独立行政法人化して効率化とかスリム化を図るという趣旨に、大きな疑問を持つております。四、五日前のある新聞でも、これまでの独法化によって役員数の増加、特に常勤役員の中での天下り役員の占める割合がふえたことを報じておつたわけであります。これらはどのような理由をつけようとも、結果として単なる看板の上げかえに終わつてしまふんじゃないか、このように思つわけであります。

そこで、本法案についてお尋ねをいたしますが、この機構は、これまでの国の検査の一部を移管して、さらにこれまで公益法人に委託していたものをみずから実施するとして設立されようとしているわけであります。これまでのような特殊法人の業務移管ではなく、新法人の設立に該当するもの

だと考えられなくもないわけでありますて、これはまさに行革の流れに逆行するもの、このようにも言えるわけだと思いますが、この点、

○佐々木政府参考人 公益法人改革は、民間にゆだねられるものは民間で行なうことが原則であります。が、原子力の安全規制に関する業務のように、国民の生命保護等の観点からこれによりがたく、国の強い関与が不可欠で、民間では効率的かつ確実な実施が見込まれないものについては、既存体制の合理的な再編成を行なった上で、国または独立行政法人においてこれを実施するとの考え方で検討が行われまして、本年三月に閣議決定が行なわれたものであります。

三月の閣議決定で原子力安全規制の改革的かつ効率的な実施を図るため、国の実施部門を切り出して独立行政法人を設置するとともに、これに関連する公益法人の事務をこの独立行政法人に移管することとされました。

このように、公益法人改革は行政改革の一環として行われるものでありまして、行政改革に逆行するものではないと考えております。

また、国から公益法人への委託業務を独立行政法人に移行する場合、類似業務の整理統合、共通業務、管理事務の合理化を図りまして、既存の公益法人における実施体制と比較して効果的かつ効率的な事業の遂行を図ることとしております。

さらに、業務の実施状況や成果につきましては、独立行政法人評価委員会による評価を行うことを通じまして、効果的かつ効率的な実施を図つております。いりたいと考えております。

○工藤委員 次に、原子力安全基盤機構の役員構成についてお伺いをいたします。

まず、役員にはどのような方を想定しておられるのか。電力会社役員の兼職は、欠格条項でありますからでできないわけであります。が、電力会社を退職すれば就任できるのかどうか。巷間言われているようないわゆる天下り人事では、適正な検査

○西川副大臣 お答え申し上げます。
専門知識が豊富であり、また人格、識見すぐれ
ている、そういう方々を総合的に検討して人選に
当たるべきだというふうに思つております。
その数でございますが、理事は三名以内、監事
を二名以内、理事長含めて役員六名。そして、欠
格条項はござります。それは、被規制者でありま
す電力会社等の経営の責任を負う役員をそのまま
機構の役員に兼務させるというようなことはもち
ろんさせません。

しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、専門的知識を有し、かつ人格的に高潔な方で、公正が期せるという方であれば、この方が電力会社におられたからという理由だけでその門戸を閉ざすということはしないようにしていただきたいと考えております。

時あたかもこうした問題が起つて、先ほど来各委員からも厳しい御叱正もあり、また御教示、御示唆もあつたわけでありますから、私どもとしては、この独法の理事長がこうした国民の皆様の御意向を受けて責任を持つて人選を行うものと信じております。

西ノ島方面へ向かひ、人材調査員としてく
れ等々お話をございました。確かに、そういう方

を選ぼうというのは至極当たり前だろう、そのように思うのですが、例えば電力会社の役員を務めておった方、人格、識見とか今言われたようなそういう方が大勢おられるだろうと思うのでありますけれども、実際、人格、識見といわゆるこれまで自分の古巣といったようなものの長いつき合いだとか愛着だとか愛情だとか、そういう人的な交流等々で、どうもその人格、識見にも雲りが生ずるような、そういうことになりかねない。それが先ほど来申し上げている蔓延するなれ合いの体質にもつながっていくのではないかと

いつたような、そういうことを危惧するものです。から私はお聞きをしておるんですが、そういうことはないんだというようにお考えなのか、その点お答えをいただければと思います。

それから、そういう形で、理事長を初め役員、
ように、今回、独立行政法人というのは、例えば
その業績というものは監査法人がチェックをして、そして今までより、よりオープンな形で、いい悪いといふものがはつきり出てくるわけであります。

それに対しても、責任という問題で、これは未来永劫その職に座るという形ではなくて、そういうチエック機能で、やはりその任にふさわしくない方は退場いただく、こういうこともシステム上相保されているわけです。

ありますけれども、従来の特殊法人と違つたところは、そういふた考え方が盛り込まれて、よりオーナーで、よりチェックしやすい、こういう体制になつておりますので、そういう御指摘の点ももちろん我々はちゃんと考えに入れておかなければいけませんけれども、そういうところを使って、そ

していざさかも国民の皆様方に不信を招くような人事であつてはならない、このよう思います。○工藤委員 不信を招くようなことのないようには、きちとやつていただきたいと思います。

現行法の保安検査で保安規定の遵守状況について確認するということになつてゐるにもかかわらず、今設立する独立行政法人によつてお預り

て、今般議論するに際しては、行政職員としての実務経験をもつておられる方々が、検査の実施体制を審査することとしておるわけでありまして、本来なら不必要であることを、あえて一定の職務を担わせるために付与した業務ではないかとも考へるわけであります。どのようなり意味合いでこうしたことを行われるのか、伺つております。

○佐々木政府参考人 今般の不正事案は、事業者による原子力発電所の設備の自主的な点検について、検査結果の国への報告の要否等についての

ルールが法令上明確に定められておらず、したがって、事業者の自主点検が適正に行われることを国が確保する仕組みが十分に整備されていなかつたことが原因の一つであると考えております。

このような反省に立ちまして、今回の改正では、原子力発電所の設備の点検を定期的に行うことを事業者に義務づけるなど法定化するとともに、その実施体制を独立行政法人及び国が審査、評定することによって、自主検査の確實な実施を確保するものでございます。

保安検査につきましては、発電所におきます原子力発電の運転の状態をきちんと監視するということが主たる目的でございまして、いわゆる設備の検査を保安検査において行っているものではないのでございます。したがいまして、定期自主検査の実施体制の審査につきまして独立行政法人を活用することは、国の行政の肥大化を防ぎつつ、今般の事案の再発の防止のために必要な対策であると考えております。

○工藤委員 現在の保安院の体制について、以前、保安院長がみずから、体制の強化が必要だと発言をしておられたわけでありますが、今後体制強化を志向する原子力安全・保安院ですらそのような状況であるのに、どうやって独立行政法人における人材確保、育成を適切に行うことができるのか、そのお考えをお伺いしておきたいと思います。

○西川副大臣 お答え申し上げます。

今回の再発防止策を実施していく上で、原子力安全規制行政体制を充実いたしましたことは重要な課題でございます。このため、現在、関係省庁と体制強化について相談をいたしているところでございますが、いやしくも国の行政の肥大化につながるということのないよう、効率的、効果的な実施体制を構築してまいりたいと思いまして、三月の閣議決定を受けて設立をいたします独立行政法人原子力安全基盤機構、先ほど御議論をいたしている独法でございますが、これを活用することといたしております。

この独法の組織体制や人員構成につきましては、今後検討を行うことになりますが、職員の採用、処遇など、国の機関に比べてより柔軟にできる独法の特徴を生かしまして、原子力に関する専門知識に精通した者の中途採用等を行います。そして人材の確保がなされていくわけあります。

が、また、公益法人に現在委託し実施している業務を移管して行う業務等に関しましては、現在当該業務を実施している者の採用もあわせて検討をいたしているところでございます。

なお採用した職員に対しましては、専門技術、知識を深めるとともに、法令知識や倫理観、職務に対する使命感など、職員としての資質向上を図るため、所要の研修を通じて人材の育成が図られるものと考えております。

○工藤委員 次に、今後の原子力政策を推進するに当たって、幾つかの点についてお考えをお尋ねしておきたいと思います。

原子力安全行政に対する不信の原因、これまでの審議を通して明らかになりましたように、原子力安全・保安院が申告案件の処理に二年も要し、さらに内々に案件処理しようとしたからであります。そこで、当該申告制度が国民監視のもとに行われるこによりまして、初めて本来の機能を発揮できることではないかと考えるわけであります。また、結果責任を果たす意味からも、申告制度のさらなる改善が必要と思われますが、いかがでしょうか。

○佐々木政府参考人 原子力施設の安全情報に関する申告制度につきまして、私も原子力安全・保安院では、先月上旬に、外部有識者から成る申告調査委員会の監督のもとで申告案件の処理を行う体制を整えました。また、先月末には、申告案の処理の方法などを詳細に定めた運用要領を作成したところであります。

この運用要領におきましては、申告に関する情報の開示などに当たりまして、申告者の個人情報の保護の方法について詳細に定めたほか、具体的な調査方法について申告調査委員会の了承を得るべきこと、申告制度の運用状況の公表について申

告調査委員会での決定に従つて行うべきことなどを盛り込んでおります。

これらによりまして、今後、申告調査委員会の指導助言のもとで、申告者保護に万全の注意を払いつつ、申告案件の的確な処理に努めてまいります。

○工藤委員 一九九〇年代に入つて、動燃の「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故、同じく動燃のアスファルト固化処理施設爆発事故、ジャー・エネルギー資源に恵まれない我が国にとりましては、エネルギーのセキュリティ一面でのしっかりとした確保というのが重要課題だと思っております。将来にわたつてのエネルギーの確保、こういう観点から、今御指摘のブルサーマルを初めとする核燃料サイクルあるいは原子力発電所の建設、こういったことは、私どもは基本的に、今までいろいろな形で答申等をいただいて、そしてその基本的な考え方方はいささかも変わっておりません。

○工藤委員 質問の最後になろうと思いますが、これまでの原子力政策の基本は変えないとの方針と伺っておりますが、現在の原子力安全行政に対する不満、不信が蔓延しておりますのは、單に信頼回復に努めるだとか、安全確保に万全を期しますといつたような空虚とも言える言葉の羅列に終始をして、具体的な行動が見えないからではないか、このようと思うわけであります。改めて安全に対する信頼確保に向けての決意のほどを大臣にお尋ねいたします。

○平沼国務大臣 工藤先生にお答えさせていただきます。

先般の内閣改造の折にも、留任をする私に、具体的な調査方法について申告調査委員会の了承を得るべきこと、申告制度の運用状況の公表について申告調査委員会で、小泉総理の御答弁なんではあります、が、三十兆円枠を突破しても、季節によつて葉っぱの色は変わるが幹は変わらないんだ、構造改革を進めいくんだから何ら政策の転換ではないんだ、

の信頼を回復するよう万全を期してもらいたい、こういう指示をいただいたところであります。原子力はエネルギー供給の基幹をなすものでございまして、原子力政策について国民の皆様方の信頼を得ていくことは、政府としても最も大切な課題の一つだと思っております。

国民の信頼を回復するには、今工藤先生御指摘のとおり、具体的な行動が必要だと思っております。

私はまず、徹底した事実解明を進めるとの考え方のもと、調査を進め、その結果を公表してまいりました。また、法令違反が確認されたものについては、原子炉の運転停止など厳正な対応を行うことをしてまいりました。

一方、いわゆる申告に関する調査過程につきましては、御指摘のよう反省すべき点が多くありましたと認識しております。そのため、申告に関する調査手順方法の明確化を図るとともに、外部有識者から成る申告調査委員会を立ち上げるなど、申告事案の処理体制の整備を進めております。

また、早急に再発防止策を講じるために、今般、事業者によります自主主査の法定化、あるいは設備の健全性評価の義務化などを内容とするこの法案を提出させていただきました。

私は、このような具体的な行動に取り組みまして、立地地域を初めとして、そして国民の皆様にしっかりと説明責任を果たしまして、原子力の安全に関する信頼の回復に努力をしていきたい、このように思つております。

○工藤委員 通告をした私の質問は以上で終わりますといつたような空虚とも言える言葉の羅列に終始をして、具体的な行動が見えないからではないか、このよう思うわけでありまして、改めて安全に対する信頼確保に向けての決意のほどを大臣にお尋ねいたします。

○平沼国務大臣 私も、参議院の予算委員会の集中審議、四時間ずっと総理と御一緒させていただきまつた。工藤先生は、テレビの報道でその一部のところをごらんになられたと思います。

小泉総理はまことに決して、構造改革なくしてこの国の景気の回復はない、こういう信念でやつておられます。したがいまして、今回、補正予算、約一・五兆、一・五兆、三兆の規模でこれを行うことになりました。ここに対して、政策の転換ではないか、こういう御指摘の中での答弁だったと思います。

それに対しては、小泉総理というのは、自分は今まで、郵政について道路公團について特殊法人改革についても、この改革ということを全く変えずにやつてきた、したがつて、確かにこの改革を

ある意味では強化する、今の経済状況において強化しなければならないところがある、だからそれを見て、いわゆる公約違反だと方針転換だ、こういうことを言わわれるのは心外であって、言つて

みれば、例えとして、自分は全く不変だし、木というものは、一年を見れば、青葉をつけるときもあるし、それが紅葉になつて落ちる、しかし根はしっかりと張つて、幹もしっかりと生き生きとしている、だから自分の構造改革は不变なんだ、このことを皆さん方に理解していただきたいというその信念で、非常に大きな声でそのことを言われ、そこをテレビがぱつと取り上げましたから、そういう受け取り方もあつたと思いますけれども、四時間私は一緒におりまして、今申し上げたような受け取り方を私はさせていただいたところでございます。

〔委員長退席、谷畠委員長代理着席〕

○工藤委員 今大変上手にお答えをいただいたなという感じを持つておるんですが、幹がしっかりとしつかりしている、しかしながら日本の経済は本当にしつかりしていない。我々は、もう経理の最初の所信表明演説の後から、構造改革だけ先行してどんどんそれだけをやれば必ずこういうような時代が来るぞ、こういう状況になるぞということを常に御指摘申し上げてまいつたわけで、まさに現在そういうふうな状態になつてている。それをしつかりしているといったような表現ではどうかな、そういう思いを持つていてものですから、平沼大臣にひとつ頑張つていただきて、これは閣内の不一致なんて気にしないで、どんどんと行動していただきたい、私はそのように思うわけでございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○谷畠委員長代理 吉井英勝君。

○吉井委員 定足数は足りていますか。正規に成立していないと、質問するとおかしくなるからね。私がアドリブで定足数が足りていないというふうに話したら、会議録からその部分を削除して

くれと頼みにこられたから。ちょっと数えてみてください、成立してたら質問しますから。

○谷畠委員長代理 ちょっとしばらく速記をとめて

〔速記中止〕

○谷畠委員長代理 それでは、速記を起こして。

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝です。大臣もお忙しいことと思いますが、やはり委員会、成立していないとこれは正規なものになりませんから。

○佐々木政府参考人 今申し上げましたようなります。

○吉井委員 申告制度の内情は明らかになつてきましたが、内部告発者が含めて企業に内通した方の責任ですね、内部告発された方のこと

を企業に内通した責任についてはどのように果たされましたか。

最初に、私はまず保安院長に聞きたいんですけれども、内部告発があつて今回の東電不正事件と

いうのは明らかになつてきたわけですが、内部告

発があつたという、その告発者を含めて企業に内

通した方が責任ですね、内部告発された方のこと

を企業に内通した責任についてはどのように果たされましたか。

○佐々木政府参考人 平成十二年の七月に最初の申告を受けましてから公表までの二年もの期間を要したことや調査方法に関しまして、大臣直属の委員会を設けて、その調査過程について評価を行いました。

今御指摘の、申告人と推定される資料を電力会社側に渡したという私どもの行為について、この

評価委員会におきましても、申告者本人が再就職

ができた後、自分の名前を関係者に示してもいい

ということではありますましたが、申告者の保護とい

う観点から申し上げまして、私どもの行った行動

が極めて不適切であつたというふうに御指摘もい

ただいているところでございまして、その点では、

我々の今回の申告案件の処理におきまして、反省

をしております。

○吉井委員 不適切という指示があり、反省したのは今わかりました。

だけれども、ジェー・シー・オー事故の後、原子炉規制法改正をやつたときは、内部告発者を保護することによって重大な事故が起こらないよう

にしようということでやつたんですね。その告発

があつたときに、内通したらその責任をどう果たすかということはやはりきちっとしておかないと、法律というのは意味をなさないと思うんです。どういうふうに責任を果たされたんですか。

○佐々木政府参考人 今申し上げましたようなります。

○吉井委員 昨日も、口頭で注意をしたような記憶があるという、記憶という話は聞きました。しかし、文書できちんとやっていないんですね。PWRのノースアンナのときにもちゃんとNRCは文書で出している。日本はそのころ、大体日本では起こらないというようなことをエネ庁の人達が話したことが、その談話が新聞に載つたりしたぐらいでして、対応していませんですね。今回も、九四年にアメリカでそういう問題が次々とあって、NRCは文書を発出しているのに、記憶が正確かどうかはともかくとして、記憶があるかどうかというぐらいのところできちんと対応しているんですね。

私は、やはりエネルギー庁の側に、炉心シユラウドの亀裂に関してこのNRCの文書が出ても、私は九一年に美浜原発事故の後にも注意したんですね、アメリカはやつてゐるじゃないか、アメリカの文書が出て、なぜ日本は無視したんだと。だけれども、今回も対応していませんですね。九四年のことですから、九一年の事故の後です。内部告発についても内通する。私は、今回やはり二重の誤りがあると思うんですよ。そういう点について、これは大臣としてこういうところはやはりきちんとさせるということをやらなきゃいかぬと思っています。

まず、その辺の決意なりお考えを伺つておきたいと思います。

○平沼国務大臣 吉井先生はまさに原子力の専門

を得ないで契約することはできないわけです。

最近の話をよく工农厅の方はレクチャードで聞かせてくれるんだけれども、七〇年代、最初の契約のころですねもちろん九〇年代とか入ってからどうも原产地表示の方は省略といいますか、あるようですが、実際には、国の輸入割り当て、輸入証明、支払い証明なしには、南ア共和国のNUFECOR社あるいはイギリスのRTT社などのナミ

また、この取引において、その鉱石の原産国を挙げるというふうなことは通常行われていなかった。これは役所の方でもやつていなかつたし、あるいは民間の契約でも、そこを特定するようなことは行われていなかつた、こういうふうに理解しております。

問題になつてゐる東電の不正事件という言つてみれば出口に近いところだけのことじゃなくて、入り口から出口まで電力と国が一体となつてやつてやつてきている。

しかも、七一年になりますが、原子力委員会の決定で、ナミビア・ウランの購入など、こういうウラン購入について民間も努力せいといふ一定の決議があつて、それで電力は走つたわけですから今さら電力だけの責任にして逃れるということはできない話で、国際的にもこの間のウラン購入をめぐる問題についてきちんと、これは大臣、電力会社に調査されたら、電力会社も全部そういう資料があるわけですから、はつきりさせることもでき

容を周知したものでございまして、今回、改めて
調査をいたしました結果、当時の我が国政府のか
かる措置の趣旨に反する取引というものは確認をさ
れなかつたところでございます。

そういう意味で、私どもとしては、御指摘を踏
まえて調査をした結果、それに反する取引は確認
されなかつた、こういうことでございますので、
さらに私どもとしては調査はしてみますけれど
も、今そういう結論でございます。

○吉井委員 国連決議の扱いについては、宮澤外
務大臣答弁で當時もきちつとっているんです。前
段のお話とともに、後段にもきちんとありますか
ら。三木総理答弁もありまして、国連決議の立場
で臨むんだということを我が国としては明確にし
てもらひますから。(拍手) そつと、右に四百二
十

当は日本に入つてくることができないわけです。

購入契約は成り立たないんですね。その購入契約については、九州電力の購入契約については既に内

閣委員会ではきちんとそれもお示しして、この契約書の中に書いてあるのですから、国の承認を

得てしかナミビアからウランを買うことはできなかつたわけです。

また、田村大臣のときには、それまではナミビアからちゃんと買つておつたということが皆明らか

かになつてゐるわけですが、この輸入承認を受け
るべき原産地の公表な
こにウラノ講入契約を行つ

るへき原産地の公表なしに、ナンバープレートを購入業者を行った例というものが七〇年代にあつたのかどうか。

あつたのならあつたということを示していただきたいし、なければない、わからなければわからな

いと。書類が焼却処分のためにわからないということになるわけですが、どうですか。

○迎政府参考人　当時の輸入割り当ての書類等は、当然、つい既に確認の三文書といつせん、二十一

は当然も、既に確認の手段がないわけですねけれども、当時の輸入の状況についてお話したいと思います。

ますと、六弗化ウランの形で輸入をされるというのが主流であった。それで、原産国という場合に

は、これは、鉱石からイエローケーキ、その転換工程という加工工程がございまして六沸化ウラン

輸入割り当てを受けて輸入をするというのが主流であったと理解をしております。また、この取引において、その鉱石の原産国を把握するというふうなことは通常行われていなかつた。これは役所の方でもやつていいなかつたし、あるいは民間の契約でも、そこを特定するようなことは行われていなかつた、こういうふうに理解しております。

○吉井委員 六代化ウランの形が主流であつたと理解をしているということで、要するに、書類を全部焼却したからわからないということと今逃げようとしているわけなんです。

しかし、電力会社の人はみんな知っているんですけどね。当時、燃料を扱ってきた人たちは、ナミビアからのウランの購入をやつていたわけなんですね。これはこの間も、そうたびたびではありますねんけれども、そして、私のように電力会社の資料に基づいてこういう形で提示するというところには至つていませんが、しかし、ナミビアからのウランの購入というものが随分問題になつていたわけです。

要するに、ナミビアからのウランというのは、電力会社がどうやつたか、民間のことわざからぬいというようなそんな話ぢやないんです。契約書にちやんとあるように、日本政府の承認を得て、原産国、NUFCOR社であればNUFCOR社との契約書であれば、どこかで転換してもらうにしても、ナミビアからの原鉱石を日本が輸入する形をとつて、大体 NUFCOR社というのは、エネボの御説明によつても、もともと転換施設はないわけですから、そこから買えるのは、鉱石の形ないしはイエローケーキでしか買えないわけで、だから、やはりこういう国連決議違反とか国際法に反することを、言つてみれば法律違反です。

ですから、やはりこういうことになつてくるわけですが、国の承認のもので電力はやつてきたわけですから、だから、原発問題のこの不正というのは、今から密輸に相当するようなことになつてくるわけです。

○平沼国務大臣 お尋ねの国連ナミビア理事会報告につきましては、ナミビアにおける天然資源の権益保護の観点から、先ほども御答弁申し上げましたけれども、国内法的な性質を有するものでございまして、他国に対し輸入規制等の措置を講ずることを義務づけるものではないと承知しております。

しかし、我が国政府は、同布告及び同布告に関する国連総会決議の政治的な意義を理解して、通商弘報等により、事業者に対する布告の存在と内

容を周知したものでございまして、今回、改めて調査をいたしました結果、当時の我が国政府のかかる措置の趣旨に反する取引というものは確認をされなかつたところでございます。

そういう意味で、私どもとしては、御指摘を踏まえて調査をした結果、それに反する取引は確認されなかつた、こういうことでございますので、さらに私どもとしては調査はしてみますけれども、今そういう結論でございます。

○吉井委員 国連決議の扱いについては、宮澤外務大臣答弁で當時もきちっとしているんです。前段のお話とともに、後段にもきちんとありますから。三木総理答弁もありまして、国連決議の立場で臨むんだということを我が国としては明確にしておりますから。しかし、その間、先に契約しているナミビアのウランについては、だから六氟化ウランへの転換にして、それで日本へ持つてくる形にする、転換前の契約については公表しないといふことで隠しているわけですから、そこらについては、それは今のお話で明らかになつたといふものじゃありません。

これは、国と電力との関係でなあなあで来ていい部分というのは、何も今回の問題だけじゃなくて、やはりそういうところからきちんとしない限り、結局大事なところで癒着を断ち切ることができぬないということになりますから、私は、引き続いてその調査をやつていただきたいというふうに思います。

次に、参考人質疑の中で企業倫理の話がありました。原子力村、原発一家の中で、不正につながる問題があいまいにされてきたということがありますが、JAURD、日豪ウラン資源開発とか海外ウラン資源開発、国際資源開発株式会社などの役員の皆さん、この中には、日豪ウラン資源開発のように、八〇年に設立されて、当時はナミビアからの輸入などのウラン輸入にかかわってきて、最近でいいますと、実はナミビア問題、今はもう問題ないわけですが、関西電力など電力会社がウランを購入するときの見かけ上の電力の在庫を減

らすという、在庫保有の役割を果たすというペー
パークンパニーとしての役割を果たしている、そ
ういう意味合いを持つているところもあります。

海外ウランの例で見てみますと、九電力が出資
して役員派遣し、核燃メーカー、原発メーカーも
入っているわけですが、二十七名の役員の方に一
億二千五百万円、一人平均四百七十万円ですが、
監査役を除く取締役について見れば、一人平均七
百三十万円の支給なんです。しかし、ほとんど働
かないで、給料だけ取るという形になつていてるん
ですね。

では、その費用はどこがどう負担することにな
るか。これは、全部電力会社の燃料費に入り、そ
れは総括原価方式によって国民が支払う家庭用電
灯料金に加算されるという仕組みになつています。
実際に海外ウラン資源開発で働いている方と
いうのは、実際に仕事をしている人は平職員四名
しかいない、役員の方がはるかに多いというこ
ろです。

日豪ウランについて見ますと、ここも電力三社、
関電、九電、四電、それに伊藤忠が入っています
が、ここでは役員が十二名で、平均大体年間七百
三十万円役員の方は得ているわけです。しかし、
一年に一日、二時間ほど出席して、大体年間七、
八百万をもらつていくくという結構な話なんです
が、仕事をする従業員の人は役員より少ない八名
で、国際資源開発に至つては、役員七名で従業員
一名、幾ら何でもひどいというので、これは解散
に向かうようになりますが、そういうところで核
燃料を扱つて、その費用が全部総括原価方式に
よつて電力料金にオンされていくことになりま
りますから、これは、給与支払い明細も私は一部
見ましたが、実際に働いていないでそれだけも
らつているのも皆わかるんです。見れば、

私は、細かいところまで大臣にやつてくれとい
うようなことを言つてゐるわけじゃありません
が、やはりそういうあり方について、これは大臣としてきちんと調査を指示されて、そ
して、こういうふうな原子力村、原発一家と言わ
れの中で何から何までいいまいにされていくよう
な、そして、それが結局ツケは国民に回つてくる
ような、そのあり方を正すということだけは大臣
の方でやつていただきたいというふうに思うんで
す。これだけ大臣に伺つておきます。

○平沼國務大臣 私どももいたしましては、個別
の民間企業の役員の給与水準については、企業が
省としてはコメントする立場にはございません。
また、御指摘の電気料金につきましては、電気
事業法上の「能率的な経営の下における適正な原
価に適正な利潤を加えたものである」という認可
要件に従いまして、国が、申請のあった料金につ
いて査定の上、認可を行つてきたところでござい
ます。かかる認可に当たりましては、燃料の購入
先である会社の役員報酬まで審査の対象とするこ
とは、ある意味では行政の過剰介入ともなりまし
て、適切であるとは考へおりません。

なお、当省といたしましては、今後とも引き続
き電気料金に関し適正に対応していくつもりでござ
います。仮に、ある電力会社のウラン購入価格
が他と比較して不当に高いというような場合には、
それは事情を調べまして、必要があれば審査
をしていかなければいかぬ、こういうふうに私は
思つております。

○吉井委員 私は、個々の電力の方の給与そのもの
についての議論を今やつてゐるんじゃないで
す。ペーパーカンパニーをいろいろつくつて、そ
ういうものが全部オンされていきますと、全部こ
れは国民の負担になつてきますから、そういうあ
り方についてはきちっとするべきだということを
まず言つてゐるんです。

ただ、経済産業省も、そういう意味では、エネ
ルギー政策をやつておりますから、法務省あるい
は厚生労働省、そういうところからいろいろお
話をあれば、それには適切に対応していく、こう
いうことに相なると思います。

この原子力村、原発一家の中、なぜ内部告発
や批判する者が抑圧されてくるのかと、いう点で調
べてみると、やはりそういう体質がこれまでに
ありました。これは、東電、関電、中部電力な
どで人権侵害裁判が長期にわたつて行われて、結
局、最高裁判決で、電力の側の憲法違反の人権侵
害、抑圧が断罪されて、最終的には和解による解
決というふうになつていています。いずれも、二十数
年もの間、多くの人々が差別、抑圧されて苦し
んでいました。それは当然のことなんですが、當
然の仕組みをつくつても、実際に人権侵害が行わ
れたりするようなことはうまく機能しないわけ
ですから、東電の不正事件以降、私も、東電や
関電の役員の方とお話をしたときには、必ず
おいてもらいたいと思います。

○平沼國務大臣 お答えさせていただきます。
もとより、事業者において御指摘の人権侵害と
いた行為が行われてはならないということは、
御指摘のとおり、言うまでもないことだと思つて
おります。

既に、本件につきましては、今御説明があつた
とおり、事業者と従業員の方々の間で、事業者が
従業員を公平に待遇すること等を内容とした和解
が成立をしていると聞いております。私としては、
まずこうした当事者間の和解の内容が確実に実行
されることが重要であると考えております。

○吉井委員 先日、西日本新聞が掲載しましたが、
公益事業の電力会社が特定政党への政治献金を
行つたり政治介入を行つてることを、脱法行為

○吉井委員 個人の自由な意思、それを人事評価
ます。
やるという過程の中で、余り押しつけになるような形ということは、私は個人的にはいかがなものかと思っておりますけれども、私としては、そういう管理職の方々が、ある意味では納得をし、そしてある意味では政治に参画する、こういう意思をお持ちであれば、私は、今の体制の中で特に問題にはならないのではないか、しかし、行き過ぎたとか、そういうものはやはり厳に慎んでいくべきじやないか、こういうふうに感想を持っております。

その他を扱うところがやるわけですから、これは個人の自由な意思に基づいての、だれだつて、企業の管理職の方だつて、どの党に入ろうとみんな自由なんですから、私はそんなことを言つてはいるんじゃないんです。

思想、信条の自由を侵すという問題だけじゃなしに、東電、関電で引き起こしたような昇給（昇格）差別の問題とあわせて進んできますと、とんでもないことになりますし、結局その体質が、原発事故で住民が危ないと内部告発しようとしても、それができなくなってしまうということになるわけですから、一般的な話じやなくて、公益事業、しかも原元力を扱うところでそういう人の良心の自由などが脅かされるようなことがあつちや絶対ならないわけですから、ここはきちつと大臣としてなさるべきであるといふに思います。

原子力村、原発一家などということがよく言われますが、やはりこれは、そういう原子力村、原発一家から個人個人すべてが独立しないことには、電力内部のチェックは働かない。それから、電力と経済産業省の間で癒着が断ち切られないことには、うまく機能しない。原子力委員会や原子力安全委員会が原子力村から独立して、きちんと役割を果たすということにならないとだめだということがやはりあるわけです。

て仕事をするということがありますが、独立行政法人になると制約なしに、逆に今度は原子力村の一員として、検査に当たる方が一層のなれ合いを深めたりすることになってくるという問題もありますから、私は、今言ったようなことがきちんとできないと、本当にこの世界というのは、私もひょっとしたら原子力村の村外れあたりにあるかもしれませんからはつきり言うわけですが、やはりそういうことはきらんと言つなげんばならない

そういうふうに申し上げておきたいと思います。
次に、配付資料の四のところで、まず最初に保安院長に伺つておきますが、公称肉厚と基準肉厚ですね。これはちょっと下の方を省略しておりますが、大体センターラインから上の方の断面ですが、配管断面と思つてもらつたらいいんですが、基準肉厚に対して腐れ代ないしは安全係数というのを掛けたのが普通、公称肉厚ですね。そういうことになるんですが、維持基準とよく言つているのは、どこに線を引っ張るという話になりますか。

○佐々木政府参考人 先生の御専門でござりますけれども、材料の強度は基本的に応力で評価をすらる、材料の許容応力を下回ることを確認するという考え方でございまして、諸外国におきましても、ひび割れ等に対しましての許容基準は、基本的に応力で評価することになっております。私ども、今おっしゃいました維持基準、健全性評価に関する基準につきましては、こうした考え方をベースに今後検討してまいりたいと思っておりますが、現行の基準で申しますと、ここのがわる必要最小内厚といったものは、配管の場合でございます。

けれども、いわゆる簡易な計算式に、一次応力だけで計算する方式と、詳細に応力解析をして応力を求めるという方法と二通りが今の基準でも認められているところでございます。

○吉井委員 いや、その計算で出したものというものはわかつた話なんですが、計算で出して、もちろんそのとおり物をつくるんじやなくて、腐れ代なりなんなり考えた公称肉厚に当たるものの大体材料を選んでつくっていくわけですよ。そのとき

に、今度維持基準とおっしゃるからには、では、どこに線を引つ張つて、それで、ぴかぴかはともかくとして、もともと腐れ代分というの、そういう腐食その他の考えて、それでも強度がもつようについて考えるのであるから、どこに維持基準というものを考えていくのかということがあって物を言つてはると思うんですね。その維持基準等を議論しながら、実はそれが非常にあいまいなものであつて、はつきりしてないというこ

この配付資料の五のところにも、少しポンチ絵的に書きましたが、福島第一原発三号機の制御棒駆動水圧系配管で、基準肉厚は三ミリ、下の方のラインですが、これは設計時には公称肉厚六・四ミリでやっているんですが、実際には、ここで調べてみれば傷がぐつと入ってきて、一・九ミリしていたというものがありました。

○佐々木政府参考人 今先生がおつしやつております
でも吐出側で、基準肉厚を割り込むかどうかとい
う傷が生じていたというのが、このポンチ絵に示
すように、皆さんからいただいた資料を絵にかいてみれば出てきました。
維持基準という線を引いたら、定期検査のとき
に、この維持基準を満たすところまでであれば検
査は合格する。基準肉厚を割り込むような傷の発
生は次の定期検査までは起こらないということにな
るのかどうか、この点はどういうふうに考えて
はるんですか。

ます基準肉厚について、今のは考え方にも、いわゆる簡易式によつて最小肉厚を算定する方法もあるし、応力の詳細解析を行つてこれが必要な最小肉厚とする場合もあるわけです。

今後、我々が今検討しようとしております維持基準というのは、応力の解析による方法による。では、いわゆる傷の進展というのを破壊力学上どのように予測するかが問題になるわけでございまので、私どもが今後考えていくたいと思つてお

対して、進展がどの程度の期間で進むかということが、破壊力学に基づく予測を詳細に行つた上で、それに一定のマージンを考慮して、どの時点で取りかえるべきであるかとか、そういう議論をすることになると思います。

○吉井委員 福島第一原発三号機の制御棒駆動水圧系配管の場合で、基準肉厚を割り込んだ傷が生じたわけですが、前回の検査では基準肉厚を割り込むものはなかったとしているわけですね。今度調べべたら、三ミリ必要なのに一・九ミリしかなものもあった。それどころか、いろいろ調べておつたら、私が八月二十九日に調査を行ったときには損傷率が六〇%だったんですが、あれは九月の終わりごろでしたか、発表があつたときには、損傷率が八六%にふえておるんですね。そのときに、

一・九ミリまで健全部分が減つてしまつた、ちびてしまつたというどころの話じやなくて、貫通してしまつたというのが三本見つかつたんですね。昨日でしたか昨日でしたか、新しい発表では、貫通したもののが七本もある。

ですから、前は大丈夫だった、前の定期検査のときは大丈夫だった、維持基準以内だったといふふうに考えておつたとしても、運動中に、維持基準どころか技術基準を割り込むものが出てくる、その可能性というものは否定できないというのが現実に起こっている問題だと思うんです。この現

実はどうですか。

○佐々木政府参考人 今御指摘の福島第一・二号機の制御棒駆動水圧系のクラックでござりますけれども、かなり長期間においていわゆる非破壊検査等の対象になつていなかつた。この配管部分の損傷の原因が海塩、海の塩によるものだといふことがわかつてまいりましたが、その後、東京電力におきましてこれらの配管に塗装をやつたということで、なかなか表面からの監視ができなかつた

という現実が一方でござります。

私たちも、今先生の御指摘は、傷の進展が本当にきちんと把握できるのかという御指摘だと思います。我々もその点につきましては、もちろん、データがあるいろいろな既存の材料、また、新しい材料については必ずしもそうしたデータの蓄積がないものももちろんございます。したがいまして、一番大切な傷の進展の予測については、あくまでいろいろなデータに基づいて考へるべきでありまして、そうしたデータが不十分であるものについては、既存のデータと同等もしくは保守的に考へて傷の進展を考へていくというような謙虚な姿勢で臨むのがやはり科学的、合理的な態度だと思つております。そうしたものは、個別個別のこれからの検討の中で十分議論をさせていただきたいと思つております。

○吉井委員 炉心シユラウドの応力腐食割れ問題については、浜岡原発四号では、昨年見つからずに、ことし急に六十七カ所傷が見つかつた。これは、急に傷がふえるというのもおかしな話でして、つまり、傷を見つけるのは相当な熟練を要するといふのが、実は浜岡原発へ調査を行つたときに技術系の幹部の方が言つてはりました。実際に、水中でカメラで見るわけですから、簡単な話じやありません。

それから東電の方の福島第二原発の四号機の再循環系配管の方では、新たにまた三カ所傷が見つかつてくるなど、要するに、検査をきつちりやつていけば見つからなかつたものが見つかつてきたりとか、同じ時期に時間をかけてやつておればさうに見つかりたりとかいうふうなものが随分出てきているわけです。ですから、検査技術が十分確立しているとか、検査機器の開発が完璧なものだとはそもそも言えないのが実態だというのこの間出てきた問題だと思うんです。

松浦原子力安全委員長の方に伺つておきたいと思うんです。

そもそも、制御棒駆動水圧系配管の検査など、検査機器の開発とともに、やはりあの場合は格子

状に組み込まれてゐるものですから、配管をくぐつて真ん中の方のものを調べるのは非常に大変で、実態としてあるわけです。それから、再循環系の配管にしても制御棒駆動水圧系の配管にして、シユラウドにしても、コアシユラウドにしても、外へ出してしまつたら見るのは簡単にしても、実際、燃料交換時以外、水中にあるものを検査して傷を見つけるのは、まして傷の深さを正確に測定するというのはなかなか困難の多いところです。この点では、せんだけて内閣委員会でお答えいたいたときには、シユラウドに関しては、炉心の中で目で見てもなかなか見つからぬ、非常に難しい、今後技術開発を進めて、より詳細に把握できることを期待しておりますということ。それから、制御棒駆動水圧系配管については、あの装置は非常に検査がしにくい構造だ。今後ますますその技術開発を進めて、より詳細にきつと実態把握できるようにしないといけない、安全委員会としても開発を期待する。それから、再循環系については、私の今お示ししまして絵にあるような状態だったものですから、測定に誤差もあるし、これは当然対応しなければいけないものだという御答弁をいたいでいるわけですが、私は、大事なことは、検査機器の開発、検査技術や手法の開発というのではなく非常に大事な問題だ、そのことにやはり相当力を入れていかないことには、実際には、定期検査のときにきつとすべてがわかるわけじゃなくて、目こぼしもあれば後から次々出てくるものもありますから、今まで時間がかけてやつておればさうに見つかりたりとかいうふうなものが随分出てきているわけですが、前回は内閣委員会でその趣旨を確立しているとか、検査機器の開発が完璧なものだとはそもそも言えないのが実態だというのこの間出てきた問題だと思うんです。

○吉井委員 そもそも、どんな傷に発展するかといふのは、隠し立ては絶対してはならぬ。それからもう一つは、軽微な事故であつてもすべて報告させ、それをどう評価するかは、それは国も公表させ、それをどう評価するかは主に評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、国民の皆さんも評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことは、実際には、定期検査のときにきつとすべてがわかるわけじゃなくて、目こぼしもあれば後から次々出てくるものもありますから、今改めて、この検査機器の開発とか検査技術や手法の開発に相当力を入れなければいけないというふうに思つてますが、前回は内閣委員会でその趣旨を確立しているとか、検査機器の開発が完璧なものだとはそもそも言えないのが実態だというのこの間出てきた問題だと思うんです。

○平沼国務大臣 午前中以来の質疑の中で、維持基準の問題がたびたび出ております。欧米の例を見るまでもなく、やはり、安全水準を落とさないという前提の中で維持基準を導入する、このことは私は必要なことだと思います。

しかし、今吉井先生からいろいろな形で御指摘のように思つてますが、前回は内閣委員会で、その趣旨の御答弁をいたいでおりますので、改めてこの委員会で確認しておきたいと思うんです。

○松浦参考人 安全委員会の松浦でございます。

今先生御指摘のように、先日の内閣委員会で、先生の今引用されましたとおりに私は申し上げました。現在も、そのようなSCCに関する検査技術の開発については、今後相當に力を入れていくべきだというふうに考えております。

○吉井委員 安全委員会としてのお考えを伺つたんですが、保安院長はさつき、これからデータに基づいて考えていくべきだというお話をなんですが、そもそも、そのデータを正確にきちんとつかむということがなかなか難しいというのが現状なんです。だから、検査機器の開発とか検査手法の開発そのものに今力を入れないと、簡単に維持基準だけだというようなことを論ぜられるような水準だ何だというようなことをきちつと押さえておかなければいかぬというふうに私は思います。

そこで大臣、以前本会議でもうちの塙川議員が質問しておりますが、東電の南前社長が、維持基準があれば伸び伸び仕事ができて、隠し立てしないで済むという発言があつたことを取り上げました。

これは、維持基準があつてもなくとも、まずは隠し立ては絶対してはならぬ。それからもう一つは、軽微な事故であつてもすべて報告させ、それをどう評価するかは、それは国も公表させ、それをどう評価するかは主に評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、国民の皆さんも評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微なものであつても、隠すんじゃないで全部オープンにして、それをどう評価するかは主に専門家の方が中心になつて評価をするということをいいわけですから、やはりそういうことを求めないことを考へるにしても、データがなかなか評価するでしようし、在野の専門家の方も評価するでしようし、軽微の

会、三次会の酒代にまで化けておつたということになると思うんですが、そうでないと証明する証憑書類が整っているのかどうかということもあわせて伺つておきたいと思うんです。

そして、そもそも政治屋などとの二次会などの酒代負担が、一体、高速増殖炉の開発研究とどんな関係になるのかを説明していただきたいと思います。

○白川政府参考人 様お答えいたします。

サイクル機構の会議費の問題でござりますが、データについて御質問がございましたので、その点からお答えをしたいというふうに思いますが、サイクル機構からの報告では、平成十一年度、サイクル機構全体といたしまして約千百件、金額にいたしまして五千四百万、平成十一年度は同じく約千百件、金額にいたしまして約五千三百万、その後の二年間もちなみに申し上げますと、平成十二年度で約九百件で四千四百万、平成十三年度は約二百四十件で約一千百万という数字の報告を受けております。

今先生の方から御指摘ございました件につきましては、私ども、まず、十一年度以前に不適切な会議がなかつたかどうかということを御質問ございましたけれども、これにつきましては、サイクル機構の方からは、関係書類が保存期限を超えておりましたので、そもそも書類が存在をしないと、いつがいつかと確認できないというのは、そのとおりでございます。

ただし、先ほど申し上げましたように、平成十三年度以降、会議費につきましては私どもも厳しく指導いたしまして、前年度に比べて大幅な減になつてあるというところで、改善が図られた結果、具体的な効果があらわれているというふうに考えております。

それから最後に、地元との関係、御質問ございましたけれども、私どもは、原子力の研究開発を進める上で、やはり地元との共生ということは極

めて重要なポイントであるというふうに認識をしておりまして、その観点から、事業者が地元の理解を得るための活動に努力をするということは、これが必要なことであるというふうに考えております。

ま

しかしながら、今回のこの会議費の問題は、地元の理解を得るための活動の一環とはいえ、サイクル機構みずからが定めました内部の会議費の運用基準等を逸脱して支出をするなど、不適切な事例があつたことは事実でございまして、これは改めるべきものというふうに考えておりますので、そういう観点から、今後とも、サイクル機構に対しまして、適切に対応するよう厳正に指導してまいりたいというふうに思つております。

○吉井委員 時間がもう終わりになつてしまいま

したので、最後に、高速増殖炉についても、東電の不正にしても、それからナミビア問題にしても、あるいは人権抑圧の問題などにしてもそうですが、原子力の問題をめぐつて、不正がはびこつたり、信頼を失うようなことが本当にいろいろな分野で出ているんです。

これは一つ一つをやはりきちんとしていかないと、こういう問題をあいまいにして、何かそのと

きそのときに法律をつくれば物事が解決するとい

うことじやないということをはつきりさせていた

だきますとともに、原子力研究所などとこういう

不正を働いているようなサイクル機構と、とにかく数減らしで統合すればいいというもののじやなく

て、どうしたら本当に原子力の分野で必要な基礎

研究がやれるのかとか、信頼を失つたら、大体、

原子力工学とか原子核工学はもう学生が来ないん

です、その名前では。それでは、将来の高レベル

放射性廃棄物の処分をどうするかとか、高レベル

のものの消滅処理をどうするかとか、必要な研究

をする人材さえ集まらないんですよ。好きであれ

嫌いであれどもあれ、やはりこの問題について

長期にわたつてきちんと対応しなければいけない技術者層が必要なんです。そのときに、その技術

者も生まれてこないような、そういう信頼を欠く

ような原子力行政になつては本当にもうどうしようもないわけですからね。

私は、そういう点で、今回のサイクル機構に見られる問題は、あれは文部科学省の問題だということがなくて、内閣を挙げて、大体、私は九八年からのことをお聞きしましたけれども、もっと前、九〇年代どうだったのか、何でこういうことになつたのかということについて、その全容については徹底解明を行つ、これだけ大臣の方に伺つて、時間が参りましたから終わりたいと思います。

○村田委員長 質疑時間が終了しておりますので。

大島令子さん。

○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子でございます。

この法案の最後の質問者になるわけでございます。ぜひ大臣及び保安院長には明確な御答弁をお願い申上げます。

まず、保安院長に質問いたします。

十一月十五日に、全国の電気事業者と原子力関連事業者から、原発の自主点検記録の総点検の中間報告が提出されたことだと思います。この中では、すべての事業者で問題がなかつたということになつておりますけれども、この報告が正しいものであるならば、自主検査で問題があつたのは三社、東京電力と中部電力、東北電力だけということになります。他の電力会社等がきちんと自主検査ができるのであれば、今回の法律のように全面的に原発の検査基準を変更する必要はないのではないかと私は思つております。

現行制度にのつとつて三つの電力会社がきちんとやるよう指示をすれば、この法案の改正は必要がない、このことに関しまして、保安院長、今回、十一月十五日に出されました総点検中間報告を見まして、院長の御見解を求めておきます。

○佐々木政府参考人 十一月十五日に原子力事業者から提出されました総点検の中間報告は、過去三年間にさかのぼつて、いわゆる法的な不正等の問題がないかを事業者に自主的に点検させ、報告

を始めたものでございます。私どもは、現在、この事業者からの報告書を評価するための作業をしているところでございます。事業者によれば、今までのところ法に触れるような不正な事案はなかったということをございますけれども、我々としてはもう一度これを今評価しているところでございます。

今のお話の中でも、自主点検の結果、各社

問題がないなら、この法案の意義はないのではな

いかというお話をございましたが、私は、やはり

今後の原子力の安全確保のために、また社会の信頼のために、基本的に、今回法改正をお願いして

いるような事項については、これはもうベースと

して基本的に必要な事項だという考え方をいたしてあります。事業者における品質保証体制を確立し、不正がきちんと抑止され、そしてまた規制も

科学的、合理的な考え方の上で行っていくとい

うその基本的な考え方は、これは必要だと思っております。まして、今回の東京電力の問題を契機

といたしまして法案を提出させていただいており

ますけれども、何とぞ、この法律が少なくとも今

緊喫の課題として必要だという御理解をいただきたいと思います。

○大島(令)委員 保安院長、総点検の最終報告はいつになつておりますか。

○佐々木政府参考人 東京電力だけは過去十四年間にさかのぼる、他の会社は原則過去十年にさかのぼつて点検をしてください、そしてその報告書は今年度末までには提出をしてくださいという指

示を出しているところでございます。

○大島(令)委員 今の御答弁でしたら、私は、本

年度末、三月末になつて、すべての電力事業者、

原子力関連事業者から自主検査の点検記録が出

て、それを分析してからでも、この維持基準の導

入は改めて判断し直してもいいと思いますけれども、見解を聞かせてください。

○佐々木政府参考人 今年度末までに出てまいり

ます事業者の自主点検は、基本的に、事業者に

おける過去の品質保証活動というものをきちんと

再確認するというのが目的でございます。

今おっしゃいました維持規格、維持基準の必要性といふものは、るる答弁申し上げてまいりましたけれども、規制そのものの不明確性を排除し、合理性と科学性をきちんと持った規制をベースにするという考え方で、むしろ遅きに失したというのが私自身の責任であり、また、とにかくこれは早く努力をしなければいかぬというふうに思つておるものでございます。

○大島(令)委員 それでは、添付資料が公開されておりませんけれども、この総点検の添付資料は今後公開すべきと考えますが、どのように判断されますでしょうか。

○佐々木政府参考人 既に、中間報告の総点検の報告書は、添付も含めて、事業者が公開をいたしております。

○大島(令)委員 それでは次に、炉心シユラウドが脱落した場合に関しまして、地震との関連で質問をいたします。これも保安院長でございます。炉心シユラウドは原子炉の中にはありますが、特別な圧力がかかる機器ではなく、これまで安全上は重要視されませんでした。大きなひび割れが入るようなことは想定されていなかつたものです。

ところが、そのシユラウドに周囲にわたるひび割れが幾つも発生するようになったわけです。仮に地震等でシユラウドの亀裂が広がり、完全脱落するという事態になれば、制御棒を入れることができなくなり、地震動でボイド、泡がつぶれて出力上昇を起こし、原子炉の制御が困難となると想定されます。場合によつてはチャエルノブリ原発事故のような核爆走事故に至る可能性があり、シユラウドの損傷を軽々しく扱うべきではないと思ひます。

そこで、地震と健全性評価基準について質問しますけれども、一年間でシユラウドに無数のひび割れを起こした浜岡原発四号機は、東海地震の震源地の真上にあります。地震発生時には、直下、真下を断層が走つても不思議ではありません。そ

のようない地域にあって、傷だらけのシユラウドをそのままにして運転をした場合に、地震発生時にこのシユラウドが脱落しないといふことをこの健全性評価によって示せるかどうか、お答えください。

○佐々木政府参考人 今先生がおっしゃいました健全性評価は、例えばシユラウドでございますと、傷があつた場合に、どれくらいの期間でその傷が進展してどの程度の大きさになるかという予測でございます。

今、地震との関係のお話がございましたが、基本的に地震との関係では安全の評価そのものになりますが、そこでごぞいまして、その場合、例えば、今回、八月の二十九日に私どもが東京電力のシユラウドの傷の存在の問題とあわせましてこれが安

全であるかという評価をする際に、どういうことを考慮したかと申しますと、シユラウドは、炉の中に入る水の流れの方向を定めると同時に、炉心の形状を維持するということでございますので、傷が例えれば周囲にわたって、しかもそれが貫通をしたような時期に想定の起り得ないような地震が起つたときに、そのシユラウドが浮揚をして燃料の折損を起こさないというような、そういう観点で、外荷重として地震荷重も算定をいたしました。

八月二十九日の安全評価は御案内とのおりでござりますけれども、現在の、東京電力でいろいろ発見されました傷の程度で、外荷重として最大の地盤を想定しても、安全の問題は基本的にはないということを確認もいたしております。

浜岡についても、それは基本的には同様のことと言えます。

○大島(令)委員 保安院長に質問しますが、東京電力の二十九件の不正事件が明らかになつた後で、原子力安全・保安院は、シユラウドの損傷はあつても安全上問題はないという発表をしていました。SUS 316Lの応力腐食割れの原因究明はできたのか原因究明の途上であると答えられました。SUS 316Lのひび割れがなぜ急激に発生するのかも解説されていない状態で、今の御答弁で、地震があつてもシユラウドの形状は変わらないということでございますが、これで安全評価が行えるということ自体が私はなかなか理解できないわけなんです。

シユラウドというのは原子炉を取り巻いている

論を確認したということでございますが、この安全評価には地震発生時の地震動を要素として組み込んでいるんでしようか。

それとまた、どんな地震動でもひび割れの進展の予測値として十年間十一ミリという予測値、

これを私どもも今回の場合に、東京電力のシユラウドでいろいろ傷があつた場合に、十年間十一ミリという予測のもとで計算をいたしました。まず、十一ミリの傷の進展というのは、実は、アメリカの機械学会でのデータに基づき、NRCの破壊進展の予測値としてしてあります。

これを私どもも今回の場合に、東京電力のシユラウドでいろいろ傷があつた場合に、十年間十一ミリといふことでございます。

十一ミリの話はそういうことでござります。

したがつて、傷がいろいろありますれば、それを保守的に、安全サイドで考えるためには、傷がつながつていなくても、それは全部つながるものとして考え、なおかつ、その傷が貫通したものと

して評価し、そしてなお、その上で地震の荷重が、その傷が、亀裂が進展した状態で、想定のいわば一番大きな規模の地震がそのときにかかつた場合に形状が維持できるかどうかということを計算したわけです。

極限荷重法という計算法によつたわけでござりますが、いずれにしても、その段階で、十分に形

状の維持は可能であつて、炉心の安全性に影響を直ちに与えるものではないという安全上の問題は、きちんと私ども判断をしたわけでございます。

○大島(令)委員 保安院長に、前回、私はSUS 316Lの応力腐食割れの原因究明はできたのかどうか質問しましたけれども、院長は、今までにSUS 316Lのひび割れがなぜ急激に発生するのかも解説されていない状態で、今の御答弁で、地震があつてもシユラウドの形状は変わらないということでござりますが、これで安全評価が行えるということ自体が私はなかなか理解できないわけなんです。

シユラウドというのは原子炉を取り巻いている

わけでございまして、強い地震が起きますと、ボイド泡がつぶれますと、中性子の効率がよくなりまして核分裂が進むわけですね。出力が上がるとから、制御棒が入つてくる。このシユラウドがないのか。それとも、どのような地震動を想定したのか、お伺いしたいと思います。

それとまた、どんな地震動でもひび割れの進展

はないのか。それとも、どのよろ地震動を想定

したのか、お伺いしたいと思います。

○佐々木政府参考人 まず第一点であります。十一ミリの傷の進展というのは、実は、アメリカの機械学会でのデータに基づき、NRCの破壊進展の予測値として十年間十一ミリといふことでござります。

これを私どもも今回の場合に、東京電力のシユラウドでいろいろ傷があつた場合に、十年間十一ミリといふことでござります。

十一ミリの話はそういうことでござります。

したがつて、傷がいろいろありますれば、それを保守的に、安全サイドで考えるためには、傷がつながつていなくても、それは全部つながるものとして考え、なおかつ、その傷が貫通したものと

して評価し、そしてなお、その上で地震の荷重が、その傷が、亀裂が進展した状態で、想定のいわば一番大きな規模の地震がそのときにかかつた場合に形状が維持できるかどうかということを計算したわけです。

極限荷重法という計算法によつたわけでござりますが、いずれにしても、その段階で、十分に形

状の維持は可能であつて、炉心の安全性に影響を直ちに与えるものではないという安全上の問題は、きちんと私ども判断をしたわけでございます。

○佐々木政府参考人 今の原子力発電所におきま

すけれども、では本当に今、震度六、七とか強度の地震が起きたときに、原発は自動的にはとまる

ようになつてゐるのか、それとも手動でとまるのか、一体だれが判断してとめるようになつてゐるのか、御説明していただけないでしようか。

○佐々木政府参考人 今は、地震に対しまして、一定の震度で原子力発電所は自動的に停止をする設計になつております。いずれの発電所もそのようになつております。

○大島(令)委員 震度幾つでとまるようになつてゐるんですか。

○佐々木政府参考人 およそ震度五であります。

正確には、S-1地震動の〇・八という、ガルで

実際には設定されておりますが、おおよその震度で申し上げますと、約震度五ということになります。

○大島(令)委員 浜岡原発はどうなるんでしょうか。

○佐々木政府参考人 浜岡原子力発電所三号機か

ら五号機でありますけれども、マグニチュード八・〇の想定の東海地震、あるいはこれを上回るマグニチュード八・五の限界的な地震を考慮した

基準地震動に対しての耐震設計が行われております。

○大島(令)委員 保安院長に質問しますが、東京電力の二十九件の不正事件が明らかになつた後で、原子力安全・保安院は、シユラウドの損傷はあつても安全上問題はないという発表をしていました。SUS 316Lのひび割れがなぜ急激に発生するのかも解説されていない状態で、今の御答弁で、地震があつてもシユラウドの形状は変わらないということでござりますが、これで安全評価が行えるということ自体が私はなかなか理解できないわけなんです。

シユラウドというのは原子炉を取り巻いている

また、浜岡一、二号機につきましても、この浜岡三から五号機の基準地震動に対しまして、耐震安全上、問題はないことを確認しております。

それから、先ほどちょっと失礼をいたしました。

自動的にとまるそのガル設定は、S₁掛ける○・九でございます。失礼しました。

○大島(令)委員 では、シユラウドのひび割れが頻繁に起こっていることについて、同じく院長に質問します。

東京電力の不正の発覚以来、沸騰水型原発での

シユラウドひび割れの報告が相次いでいるわけでございます。東京電力だけではなく、中部電力、東北電力でも発生しております。

シユラウドは、もともとSUS304というステンレス材質でつくれられていましたが、過去にひび割れが発生し、東京電力では、予防保全として、福島第一原発の一から三号機及び五号機などで、

シユラウドをSUS316Lというステンレス材質のものに交換しました。同様の交換を、中部電力、日本原電なども行っています。現在では、浜岡一号機を除き、材質はすべてSUS304以外のものになっています。これは、この前までに私も取り上げました。

ところが、その新しい材質のシユラウドで次々にひび割れが発生しています。具体的に言いますと、もう既に御存じだと思いますが、東京電力福島第一原発四号機、これはSUS304L、福島第二原発一、三、四号機、これはSUS316L、柏崎刈羽原発一、二、三号機も、これはSUS316L、そして浜岡原発四号機はSUS316L、女川原発一号機SUS304Lです。合計九基に上つておるわけでございます。

それで、この間、シユラウドの材質の問題できちつとした答弁がいただけないので、私は改めてきょう最後の質問をいたしますけれども、シユラウドにひび割れが発生したこの九基のうち、福島第一の四号機、福島第二の三号機、柏崎刈羽一号機、二号機、そして浜岡四号機では、前回の点検では異常なしと報告されております。この前回の

というのは、二〇〇〇年及び二〇〇一年の点検でございます。

報告が真実であるなら、応力腐食割れを起こしにくいたとされるこのSUS304LとSUS316Lにひび割れが多発しているというだけでなく、これは短期間に発生しているということがわかれます。この短期間に発生するということについて、疑問もしくは危機感を保安院としては抱いていないのか、また対策を考えているのかいないのか、この法案以外のところでのことを聞かせてください。

○佐々木政府参考人 現在、原因を究明するためには、ボートサンブルなどをとりましてさらに調査を進めたいと考えておりますが、我々としましては、316L材でのシユラウドでの経験は、昨年、福島第二の三号機におけるシユラウドのいろいろな傷の解析を行つております。

この場合におきましては、製造時の機械加工によります外表面の硬化層の形成及び溶接による引張残留応力の状況によりましては、比較的早く応力腐食割れが発生する可能性があるということが、前回の福島第二・三号機の問題で我々として知見を得たわけでございます。このように、新しい材料ではございますけれども、それぞれの製造加工時における条件あるいは残留応力の条件等によつて少し違うとは思いますけれども、このときのもう一つの知見といたしましては、傷の深さへの進展というの、引張応力と圧縮応力が表面と内側で逆転をするということから、傷の深さは一定のところでとまるというような知見も得たわけでございます。

しかしながら、今先生御指摘のように、それぞれの炉別に今点検をいたしておりまして、それらの全体の状況をきちんと一度把握いたしまして、そして、この間、シユラウドの材質の問題できちつとした答弁がいただけないので、私は改めてきょう最後の質問をいたしますけれども、シユラウドにひび割れが発生したこの九基のうち、福島第一の四号機、福島第二の三号機、柏崎刈羽一号機、二号機、そして浜岡四号機では、前回の点検では異常なしと報告されております。この前回の

クラックの状態のマッピング等もしてみますと、もう少し確たることが申し上げられると思いますが、今までこれらの調査をきちんとやつていただきたいと思っております。

○大島(令)委員 柏崎刈羽二号機では、二〇〇〇年の点検ではなく、二〇〇二年の点検で全周ひび割れが発生したことになります。浜岡四号機におきましても、二〇〇一年の点検では異常なしで、二〇〇二年の点検で六十七カ所のひび割れを発見しております。

○佐々木政府参考人 シュラウドの傷の検査は、いとされる材質の金属に、今回、このように過去に例を見ないことが起こつてることに対しまして、電力会社側の前回の点検に不備があつたのか、それとも意図的にひび割れを見落としたのか、それとも意図的にひび割れを現行で行つております。

○佐々木政府参考人 シュラウドの傷の検査は、確かに技術的にも、目視検査等におきましても検出限界、あるいはそれを見る、検査をする技術者

が、前回の福島第二・三号機の問題で我々として知見を得たわけでございます。このように、新しく傷の解析を行つております。

○佐々木政府参考人 今、幾つかのサイトの名称を申し上げましたけれども、質問ですが、応力腐食割れを起こしていくと、年々の点検では何もなく、二〇〇二年の点検で全周ひび割れが発生したことになります。浜岡四号機におきましても、二〇〇一年の点検では異常なしで、二〇〇二年の点検で六十七カ所のひび割れを発見しております。

○佐々木政府参考人 シュラウドの傷の検査は、いとされる材質の金属に、今回、このように過去に例を見ないことが起こつてることに対しまして、電力会社側の前回の点検に不備があつたのか、それとも意図的にひび割れを見落としたのか、それとも意図的にひび割れを現行で行つております。

○佐々木政府参考人 シュラウドの傷の検査は、確かに技術的にも、目視検査等におきましても検出限界、あるいはそれを見る、検査をする技術者

が、前回の福島第二・三号機の問題で我々として知見を得たわけでございます。このように、新しく傷の解析を行つております。

うと思つております。

そういう意味で、前回見つからなかつたのに今回急に数十カ所も出るのはおかしいではないかとおもい御指摘につきましては、私どもも私どもなりますけれども、一つは、そこにはやはり検査の精度の問題といったことがあるのではないかと推測をしております。

○大島(令)委員 今回は、東電のデータ不正事件ですとか虚偽の報告がありまして、事業者側のモラルのことも指摘されているわけなんですが、今年の院長の答弁を伺いますと、検査のやり方という度の問題といったこともあるかのような御答弁なんですね。

例えば、浜岡の四号機では、運転開始が一九九年の九月三日、そして二〇〇一年の第六回の定期点検では、二〇〇一年、昨年ですね、異常なし。ところが、二〇〇一年九月二十四日、ひび割れが発見されています。八年間異常なしであった。このことに対する、通常、この間の電力会社の姿勢を見れば、私は、異常なしという報告については、虚偽、不正を物語るものだと思うわけなんですね。

原子力安全・保安院は、毎期間にひび割れが発生していることに關して、技術的なものと考えているのか、それとも電力事業者に何らかの、これ

は自主点検ですから、不正とか虚偽の報告があつたとか、そういう事業者側の原因というのを考えていなんですか。

生していることに關して、技術的なものと考えているのか、それとも電力事業者に何らかの、これ

は自主点検ですから、不正とか虚偽の報告があつたとか、そういう事業者側の原因というのを考えていなんですか。

○佐々木政府参考人 私どもも、今回、前回の定期点検における電気事業者が保有している記録と、

実際に点検を実施した者との記録の整合を行つておりますので、その限りにおきまして、不正があつたというふうには我々は思つていないと、いうのが今の現状でございます。

しかししながら、今後一体、こうした材料の条件

とか、実際に残留応力がどの程度かかったのかと

か、表面の硬化度がどういうものであつたとかと

いうことと、傷の進展といったものがどの程度の

期間でどの程度というところまで考えておかなければいかぬかというのは、実はこれは本当に非常に技術的で、また難しい話でもございます。そうしたことが、実際にこういうケースもあるということがわかつてくれれば、もう少しはつきり申し上げられると思います。

しかしながら、傷の進展が一年でその程度までいくというのが、技術的な判断からもこれはなかなか難しいということであれば、これはまたこれでいろいろ調査も必要かもしれません。

○大島(令)委員 これも調査が必要かもしませんというのは、虚偽の報告であったかどうかという調査というふうに判断してよろしいんでしょうか。保安院長は一体、この一年間でこんなにひび割れが多発しているという報告をそのまま信頼しているんですか。そのSUS316L、材質の問題についているんですか、それとも事業者側の点検報告に関してそのままの形にして信頼しているんですか。どちらなんでしょうか。

○佐々木政府参考人 答弁の繰り返しになつて恐縮でありますけれども、基本的にはデータの記録の整合も行つておりますので、一年間で何カ所か傷が出たというのは、前回の検査のやり方、見方において十分な精度がなかつたのではないかというふうに私は今思つております。

○大島(令)委員 常識的には、今までの八月末に発覚した一連の事件から考えると、大臣、私は虚偽報告ではないかというふうに疑いを持っているんですが、大臣、どう思われますか。

○平沼国務大臣 いわゆる専門的な見地から、原子力安全・保安院長が、二度にわたつて重複をしたという形で答弁をさせていただきました。私も、ある意味では専門的な見地からそういう判断をしたことば妥当だ、このように思つております。

○大島(令)委員 私は、原因究明がなされていないSUS316Lという材質のシユラウドを使用している原発はすべてとめて点検するという対応も必要ではないかと思つておりますが、この点について保安院長はどうお考えでしようか。

○佐々木政府参考人 少なくとも東京電力の各炉につきましては、これは順次きちんと点検をするということをございます。

○大島(令)委員 では次に、情報提供者に対する保護について大臣伺います。

現在、情報提供に関する法律は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の第六十六条の二「主務大臣に対する申告」で規定されています。これは製鍊事業者、ジエー・シー・オーラー、日本原燃などがありますが、あと原子炉設置者、使用済み燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者というように限定されて法律に書かれております。

今回の申告者はこれに該当しません。今回とい

うのは、東電の不正の発覚のもとになった申告者のことですが、なぜ法律でこのように限定しているのか、御説明をしていただきたいと思います。

○平沼国務大臣 先生御指摘の規定において引用されている事業者というのは、従業者を使用することが予想される原子炉等規制法上の規制対象をすべて列記しております、これで十分に法的目的を達成できると考えているところでございます。

また、保護対象をそれらの事業者の従業者としているのは、類似の他法例に倣つたところでございます。

○大島(令)委員 原発の保守点検にかかる事業者等の使用者や従業者も加えなければ、私は、違反事実に対する申告を促してその申告者を保護することにはならないと思いますけれども、いかがでしようか。

○佐々木政府参考人 従業者の解釈でございますけれども、代理人、使用人等含みまして、事業主

との特定の関係に基づいて事實上その業務に従事している者を指すものというのが裁判の判例等で解釈されておりまして、原子炉等規制法上の従事者につきましても同様の解釈がなされるものと考えております。

したがいまして、事業者等が下請の事業者を用いる場合に、下請事業者またはその労働者がこのような定義に該当する場合には、原子炉等規制法の申告制度の対象になるものと考えております。

○大島(令)委員 では、その解釈ですが、GEI-Iとか日立、東芝、ここに下請に出した場合は該当するというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○佐々木政府参考人 正確には、日本の法律が海外の人に対し適用できるかというのは、法的には議論のあるところであるそうでございます。可能性はあるのですが、我々は、今回の扱いにつきましては、これはもう原子炉等規制法のこの申告制度に乗つたものとして扱つてきたわけであります。

○大島(令)委員 よく理解できないんですが、東電がGEに委託した。GEは子会社のGEIIにまた出した。GEIIは英語でGEに出した。GEが今度日本語にして東電に報告をした。検査したのはGEIIの職員なんですね。

いろいろなサイトを見ますと、建設時、GE社が結構プラントを建てているわけなんです。ですから、やはり今後もその系列のGEIIの職員も保守点検業務をされることが予想されるわけです

が、この方たちが保護される対象になるような形に何らかの形でならないといけないと思うんですが、改めてもう一度その明確な答弁をいただきたいたいと思います。

○佐々木政府参考人 私どもの今の法に基づく申告制度の運用につきまして、今おっしゃった海外の点検の業者の場合も同様に今の申告制度の中で扱つていくという方針であります。

○大島(令)委員 では、そのようによろしくお願ひいたします。

次の質問は大臣でございますが、東電の不正事件で、原発に前向きであつた自治体の知事や市町村長も、事業者はもとより国に対しても不信感を募らせているのは、今までの質疑の中でも大臣も了解されていると思います。

私は、このことは実は非常に重大だと思うんです。私ども民主党のように最初から脱原発を掲げている知事さんではないんですね。原発立地を受け入れてきただ人たちが、今回の事件発覚で、ブルーサーマル受け入れの凍結や今度の二法案について慎重審議を、また維持基準導入は時期尚早と声を上げているわけなんです。原子力発電は立地地域との信頼関係があつて初めて共存できるのだということを肝に銘じるならば、そのことが今回の法改正に反映されていないといけないと思うわけなんです。地元自治体、住民の皆さんとの信頼関係を取り戻すため、具体的に運用の中でこれからどういうことを盛り込もうとしているのか、大臣の考え方を聞かせてください。

○平沼国務大臣 大島先生にお答えさせていただきます。

御指摘のように、立地の地域の首長さんを初め、議会の方々、また立地地域の住民の方々とやはりただいているにもかかわりませず、今回不正が行われた事業者の自主点検については、國による規制においてこれまで明確な位置づけがございませんでした。そのため、今回お願いしておりますこの法案におきましては、事業者による自立検査を法律上の義務とすることにいたしました。

また、國の検査においても不正が行われていたことから、特に立地地域の方々においては、現在の国による検査など安全規制の実効性について信頼性を搖るがす結果と相なりましたので、そのたためにこの法案におきましては、規制の実効性

を高める観点から、国による検査に対する不正などについて法人重課を導入して、罰則を強化することといったしました。

さらに、そのような一連の不正問題を受けまして、立地地域の方々を初めとして、国による安全規制体制についても充実が求められているところでございます。このため、今回の法案におきましては、現行のダブルチエック体制について、その実効性を強化するため、規制機関が原子力安全委員会に対して定期的な報告を行うとともに、規制機関はその意見を聞いて必要な措置を講すべきことを制度化することにいたしました。

いずれにいたしましても、当然ながら、このような法的な措置にとどまらず、立地地域の方々の御意見に謙虚に耳を傾けつつ、検査手法の見直しや情報公開の徹底など規制の運用面での見直しがざいますとか、国の検査官の立ち会いによる関係施設の安全性の確認などさまざまな措置を講ずることによりまして、私どもとしては失われた信頼を回復するために全力を傾けていかなければならぬ、このように思っております。

○大島(令)委員 何か事故がありましたときに、立地地域の自治体の県とか市町村の関係者は、その原因ですとか安全に対するものを、発表を持つということではなく、どのようにアクセスできるようになつてあるんでしょうか。

○佐々木政府参考人 現在、私ども原子力安全・保安院のいろいろの行政上の行為あるいは判断の根拠あるいは委員会等の報告等につきましては、基本的にホームページを通じても地域の皆さんに見ていただいておりますし、それから、いろいろ原子力安全委員会にその都度御報告をさせていただいているのはそれでも公開をいたしておりますし、今回のように一連の流れの中でのこの報告書がまとまりました、この報告書がまとまりましたというようなそれぞれ節々の段階で御説明をさせていただくというような対応も重ねてまいりたところでござります。

では、担当者レベルによりまして、電話にていろな話をしたり、これはどうなつてあるのかといたしまして、自治体に対しての情報の流れに対しまして、私どもは非常に今十分な神経を使ってやつておるつもりでございます。特に保安検査官事務所等につきましては、ファックス等もございますので、こういうところから自治体にもこの問題についてはきちっと話しておいてくれというようなことをやつておりますし、相当いろいろ神経を使つてやつておるつもりでございます。

○大島(令)委員 今大臣も御答弁されましたよう

に、事業者に対しては罰則の強化等が図られましたけれども、立地地域の十四名の道県知事の要望書にもありますように、国の責任も重大だと指摘しております。今回の法改正では、所管する経済産業省、保安院にも責任があつたわけですね。その責任に対する規定が明確になつていよいよ私は思つていいわけなんです。

先般、保安院長初め大臣はどのような処分を受けたかということを質問しました折に、大臣はペーパーを読まれました。電気事業法は事業者に対する法律なので、行政側の处罚規定を盛り込むことは不可能ですね。あと、そうしますと、国家公務員ですから人事院規則に従つての处分がこの前報告されたと思うわけなんですが、これだけで

果たして十分なのかどうか。これに対して大臣の見解を求めたいと思います。

○平沼国務大臣 前回も同様な御質問に対して、電気事業者が法令違反を行つている場合には当然のことながら電気事業法等に基づいて罰則が科せられる。それから、他方、公務員が法令違反を行つた場合には国家公務員法等に基づいて処分を受けれる。公務員による法令違反はこのよな形で対処をすることになつてゐるわけでございます。

そして、二番目の国家公務員は、今回のように事例において有効に国家公務員法は機能していないのではないか、国家公務員法の見直しとかそういうのではあります。

いうものは行つつもりはないのか、こういうような御趣旨だったと思うんですけれども、今回の事案に関して国家公務員側の処分が甘いのではないかという御指摘があります。それについては、自ら認めている企業において当該責任者をどのように処罰したかということ、不正の指摘を受けた調査を行つた行政側において、当該調査の過程で不適切さが認められた職員をどのように処分するかということは、私は比較になじむ事柄ではないと思つております。

その上で申し上げますと、現行国家公務員法においては、国家公務員の守秘義務違反に対する罰則、これは第九百九条でございます、これは、一年以下の懲役または三万円以下の罰金が規定されています。仮にこの罰則を見直すべきとの御趣旨であれば、これは地方公務員法の規定や刑法等他の量定となつていることをどう考えるかという問題があるかと思ひます。

また、国家公務員法に定められた懲戒処分について、またいろいろな観点から改善の余地があるのではないか、そういう趣旨もあるわけでございましょうけれども、それは国家公務員に対する身分保障をどのように考えるかといった点もあわせて考えていかなければならない問題ではないかと思つております。

○大島(令)委員 懲戒処分といふ中には、大きく、免職、停職、減給、戒告というのがあります。しかし、訓告と嚴重注意という方が合計四名今回の事件でいらっしゃいます。これらは、厳密に言うと、法的な意味を持つ懲戒処分ではないんですね。このことに関しまして、本人がどう認識するのかということで、明確なものは、調べたところ、ないわけなんです。

そこで、保安院長、伺いますけれども、前原子力安全・保安院次長さんは訓告なんです。訓告というのは、上司、上級の職員が直接制裁的なことを与えることであつて、法的効果が及ばない。だから、本人がどう認識するかと云うことで、今回の処分は、保安院長だけが人事院規則に基づいた懲戒処分を受けただけなんですね、調べてみたところ。このことに対する、どうなんですか、同じ職場でそういう方がいらっしゃって、訓告とか嚴重注意法的効果のないこういう処分というのは、実際この委員会の部屋にいらっしゃらないので、どういうふうに本人が受けとめているのかぜひ教えていただきたいと思います。

○佐々木政府参考人 今お尋ねの方に対しての処分でありますけれども、本人も大変厳しく受けとめております。

訓告あるいは嚴重注意というのは、職務遂行において不適切さが認められた職員の職務履行の改善向上を図るために、指揮監督の権限を有する上級の職員が監督上の具体的な措置として行つものでございます。これらは、職務の改善向上を一義的な目的とするものであります。直接制裁的な法的効果を伴うものではありませんが、実際には、上司が当該職員を呼んだ上で、職員の不適切な行為などを文書等で指摘し、その反省を促すものでございまして、日々職務に励みながらも結果としてこれらの処分を受ける職員にとっては、精神的には極めて厳しいものであると考えております。

なお、訓告や嚴重注意を受けた職員については、

勤勉手当等の成績率等を決定する際にマイナス要因として考慮されることがあるわけでございま
す。

いうことになつております
しかし、どう考へても、追
データを改ざんし、不正を

ような規定になつております。
金は出すが□は出さないと
いうこともありますけれども、

まして、その趣旨を御説明申し上げます。
第一は、電気事業法の一部改正についてであります。

○大島(今委員) しかし、随伴効果が示されているのは、免職、停職、減給、戒告までなんですね。ですから、私は、今回の処分というのは、世間に与えた原子力発電所に対する信頼の失墜という大きさから比べれば、先ほど大臣は六十七万二千八百円国庫に返納したと答弁されておりましたけれども、本当に一番の処分としては、保安院長の戒告、それと大臣の六十七万何がしかの金額ということですね。

○佐々木政府参考人 機構の理事長につきましては主務大臣が指名をするということでございまして、役員については理事長の任にある者がきちんと

も、原子力の安全規制でござりますから、こうした機構と当省との関係におきましても、適切な關係でやつていくことだと思っております。

○大島(令)委員 数日間の法案の審議を通して、私はやはりどうしても、九月六日、東電の前南社長に本当に大臣と同じぐらい前の距離でお会いしたときには、新旧同様で維持の基準というのは現場から見るとやつていけない、修理条件を整えないと、維持基準、これを緩和しないと伸び伸び

その一は、経済産業大臣が原子力発電工作物に係る認可等の実施状況について原子力安全委員会に行う報告は、四半期ごとに行うものとするとともに、経済産業大臣は、当該報告のほか、この法律の施行の状況であつて原子力発電工作物に係る保安の確保に関するものについても、原子力安全委員会に報告するものとすることとあります。その二は、原子力発電工作物を設置する者等は、原子力安全委員会が経済産業大臣の報告に係る周

詐取したとか、公金を横領したとか、そういう事案でしかなかなか処罰されない。お金にまつわることですよね。

上で、適切に社会的ないわば常識の中できちんと
行われるということであると思っております。
それから、先ほど先生にちょっと誤解を与えた

○村田委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

では例えば秘密の漏えいのことについても、まだま
だきちつとした答弁はいただいていませんし、また
国家公務員の側からましたら、職務としてやつ
たことで、有罪判決が出たようなことは悪いこと
にしましても、特定できないような今回のような
事件の場合、では一体だれが責任をとるのか、そ
ういうところが私は非常にまだまだ甘いと思つて
いるわけなんです。ぜひ、秘密の漏えいというこ
とに關しても、今後厳しく検討していただきたい
と思っております。

最後の質問になりますけれども、原子力安全基

で、年間で、傷が両方に広がる長さを年間十一ミリメートルで、アメリカのNRCのそうした方法によつて私どもも安全の評価を実施しましたので、よろしくお願いいたします。

○大島(企)委員 この機構は不正に対する対策として打ち出されてきてるのでありますので、財政的にも経産省から切り離し、人材的にも電力会社から切り離して、完全な独立性を高めることが要請されると私は思つてゐるわけなんです。

しかし、その運営費は経産省の所管である電源開発対策特別会計からも運営されるということ

で、独立性が余り期待できないと思つております。院長、この件に関してはどうでしようか。ちゃんとやれるんでしようか。

○竹本委員 ただいま議題となりました電気事業法及び核原料物質、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守党を代表いたし

提出者より趣旨の説明を求めます。竹本直一君

〔本号末尾に掲載〕

子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

その一は、製錬事業者等がこの法律またはこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、その従業者は、その事実を主務大臣に対するほか、原子力安全委員会に対しても申告することができるものとすることになります。

その一は、製錬事業者等がこの法律またはこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、その従業者は、その事実を主務大臣に対するほか、原子力安全委員会に対しても申告することができるものとすることあります。

その二は、文部科学大臣、経済産業大臣または国土交通大臣が保安規定期等の認可等の実施状況について原子力安全委員会に行う報告は、四半期ごとに行うものとともに、文部科学大臣、経済産業大臣または国土交通大臣は、当該報告のほか、この法律の施行の状況であつて核燃料物質もしくは核燃料物質によつて汚染されたものまたは

原子炉による災害の防止に係るものについても、原子力安全委員会に報告するものとすることあります。

その三是、製錬事業者等は、原子力安全委員会が文部科学大臣、経済産業大臣または国土交通大臣の報告に係る調査を行う場合においては、当該調査に協力しなければならないものとすることがあります。

第三は、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正についてであります。

原子力安全委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定により受けた申告について調査し、関係行政機関の長に対し必要な措置を講ずることを勧告することができます。以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○村田委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○村田委員長 これより内閣提出、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案並びに独立行政法人原子力安全基盤機構法案の各案を一括して討論に入ります。

○塩川(鉄)委員 討論の申し出がありますので、順次これを許します。塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 私は、日本共産党を代表して、電気事業法及び原子炉等規制法一部改正案並びに独立行政法人原子力安全基盤機構法案に対する反対討論を行います。

東京電力などによる原発の自主点検記録の改ざん、原子炉格納容器の気密試験での国との定期検査の妨害などが発覚し、原子力に対する国民の不信が高まっています。この二法案は、国民の信頼を回復するためとして提出されたものです。しかし、一連の事件の全容解明も行わないで実効性ある再発防止策がとれるはずがありません。

電気事業法等改正案は、自主点検の法的位置づけや技術基準の適用が不明確だったことが不正事件の要因だとして、定期自主検査やいわゆる維持基準を導入するものです。これでは東京電力などによる不正事件を免罪することにもなりかねません。新潟県の平山知事が当委員会で発言された、なぜ、よりによってこの時期なのか、不正事件の全容が解明され、その原因が究明されることがまず第一であるという声を重く受けとめるべきであります。

原子力安全基盤機構法案は、国が行うべき検査の実務請負機関を創設するものであり、原発の安全確保に対する国の責任を後退させるものです。また、電力会社や原発メーカーからの在籍出向も受け入れるなど、検査等の業務とともに事業者とのなれ合いまでも引き継ぎかねないものです。今求められているのは、事業者依存から脱却した検査行政であり、原発推進行政から独立した規制機関の確立です。そのため、日本共産党は、民主党政党とともに、三党共同で原子力安全規制委員会設置法案を提出しました。

最後に、電気事業法等改正案に対する修正案は、以上に指摘した原案の問題点を改めるものではないため、賛成できないことを表明して、討論とします。(拍手)

○村田委員長 次に、大島令子さん。

○大島(令)委員 私は、社会民主党・市民連合を代表しまして、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案に対しまして、反対の立場で意見を申し述べます。

東京電力のデータ改ざん事件は、事業者としてのモラルの欠落を示したばかりか、経済産業省、原子力安全・保安院の機動力のなさ、責任感のなさを見せつけています。本法案は、こうした事件の再発防止に向けて提出されたとはいうものの、維持基準、健全性評価ができます。

電気事業法等改正案は、事業者としてのモラルの欠落を示したばかりか、経済産業省、原子力安全・保安院の機動力のなさ、責任感のなさが高まっています。この二法案は、国民の信頼を回復するためとして提出されたものです。しかし、一連の事件の全容解明も行わないで実効性ある再発防止策がとれるはずがありません。

電気事業法等改正案は、事業者としてのモラルの欠落を示したばかりか、経済産業省、原子力安全・保安院の機動力のなさ、責任感のなさを見せつけています。本法案は、こうした事件の再発防止に向けて提出されたとはいうものの、維持基準、健全性評価ができます。

以上、細かくは申しませんでしたが、この二法案が何ら不正防止には効果がないばかりか、新たな不正につながる危険性を指摘せざるを得ないこ

とから、私はこれらの法案に反対をいたします。

○村田委員長 これまで議論は終局いたしました。内閣提出、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

○村田委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

なつたことを重く受け止め、再発防止と原子力に対する国民の信頼の回復を図るため、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に係る不正や国の定期検査において偽装が行われたことを踏まえ、原子力事業者に対しても原子炉の安全性について行つてはいる調査の結果を速やかに報告させるとともに、結果を公表すること。

二 今般の問題が、今後の我が国のエネルギーの安定供給及び京都議定書の目標達成に支障を及ぼさないよう、原子力エネルギーの位置付けを含め、エネルギー政策全般について検討を行うこと。また、自然エネルギーの開発・導入をさらに推進し、自然エネルギー利用の促進を図ること。

三 当委員会における議論及び参考人の意見等を踏まえ、原子力安全規制の信頼性を回復するため、原子力安全・保安院がより独立した役割を果たすよう、その在り方について検討すること。さらに、原子力安全・保安院と原子力安全委員会とのダブルチェック体制の強化の方策についてさらに検討すること。

四 事業者検査に係る審査結果に対する評定に当たっては、原子力事業者の事業者検査に係る社内体制や不正防止体制の確立状況について厳格に評定すること。

五 原子力安全・保安院は、規制機関としての信頼性をより一層高めるため、検査官の人員の充実、技術評価能力の向上に努めること。

六 維持基準の意義については、国民や原子力施設地地域の住民の理解が得られるよう十分に説明を行うこと。また、維持基準の作成に当たっては、作成過程の客観性、透明性を図り、最新の技術的知見を反映した国際的規格が合理的、迅速に活用されるような措置を講ずること。

七 事業者点検結果における故障、トラブルに関する報告の判断基準については、できるだけ明確・具体的に原子力事業者に示すこと。

また、報告の対象とならない軽微なトラブルについても、原子力事業者において情報を公開し、国がそれをより大きなトラブル防止に活用するよう努めること。

八 申告制度は、社会的な監視により国の原子力安全規制行政を補完する重要な制度であることにかんがみ、原子力事業者及び従業員に対し本制度の趣旨、申告手続について周知徹底を図ること。また、申告制度の運用について底を公表すること。

では、原子力事業者のみならず、請負事業者及びその従業員からの申告についても、申告者が行わるよう環境整備に努めること。

九 原子力発電所の安全確保においては、原子力施設立地地域の住民や地方公共団体との信頼関係が重要であることにかんがみ、国及び

原子力事業者は、国民、原子力施設立地地域の住民及び地方公共団体に対し積極的に情報を公開して説明責任を果たし、原子力安全確保に対する透明性を確保すること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○村田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○鈴木(康友君) 決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○鈴木(康友君) まず、案文を朗読いたします。

独立行政法人原子力安全基盤機構法案に對する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という)の業務については、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

二 機構の役員及び職員については、原子力安全分野に造詣の深い適切な人材を起用するよう十分配慮するとともに、原子力施設の検査等の事務に從事する職員については、原子力安全規制の被規制者からの独立性・中立性の確保を図る観点から、原子力事業者等からの出向者を充てないようになります。

三 機構の役員の報酬及び退職手当について

は、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、機構及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、経済産業大臣は、機構の役員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較できる形でわかりやすく公表し、国民の理解を得ること。

四 機構が所期の成果を挙げるためには、的確

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○村田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、下地幹郎君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、保守党及び宇田川芳雄君共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。鈴木康友君。決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。(拍手)

○鈴木(康友君) まず、案文を朗読いたします。

独立行政法人原子力安全基盤機構法案に對する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という)の業務については、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

二 機構の役員及び職員については、原子力安

全分野に造詣の深い適切な人材を起用するよ

う十分配慮するとともに、原子力施設の検査等の事務に從事する職員については、原子力

安全規制の被規制者からの独立性・中立性の

確保を図る観点から、原子力事業者等からの

出向者を充てないようになります。

○村田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。(拍手)

○村田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○平沼国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、これらの法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○村田委員長 带決議につきましては、その趣旨を尊重し、これらの法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○村田委員長 まだ決議いたしました。

○村田委員長 ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○平沼国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、これらの法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○村田委員長 まだ決議いたしました。

○村田委員長 まだ決議いたしました。

で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客觀性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

以上であります。

午後四時二十分散会

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する法律案に対する修正案

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち電気事業法第百七条の次に一条を加える改正規定中「一条」を「二条」に改め、同改正規定のうち第七十条の二中「毎年度」を「四半期ごとに」に、「前年度」を「当該四半期の四半期」に改め、同条に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の規定による報告のほか、この法律の施行の状況であつて原子力発電工作物に係る保安の確保に関するものについて、経済産業省令で定めるところにより、原子力安全委員会に報告するものとする。

第一条のうち電気事業法第百七条の次に一条を加える改正規定中第百七条の二の次に次の二項を加える。

(原子力安全委員会による調査への協力)

第一百七条の三 原子力発電工作物を設置する者は、原子力安全委員会が前条第一項又は第二項の規定に基づく報告に係る事項について調査を行う場合は、当該調査を行なう場合においては、当該調査に協力しなければならない。

第二条のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十七条の改正規定の次のように加える。

第六十六条の二の見出し中「主務大臣」を「主務大臣等」に改め、同条第一項中「主務大臣」の下に「又は原子力安全委員会」を加える。

第二条のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十二条の二の次に一条を加える改正規定中「一条」を「二条」に改め、同改正規定のうち第七十二条の三中「毎年度」を

第三条のうち電気事業法第五十五条第二項の改正規定中「定期自主検査」に「定期事業者検査」に改め、「特定電気工作物」に「定期事業者検査の実施」にを、「第六項」に「定期自主検査の過去」に「定期事業者検査の過去」に加える。

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第十条中電気事業法第百七条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に一項加える改正規定の次に次のように加える。

附則第七条の三を第百七条の四とする。

附則第十条のうち電気事業法第百七条の二の改正規定中「第百七条の二」を「第百七条の二第一項」に改める。

附則第十一條中「溶接自主検査」を「溶接事業者検査」に改める。

附則第一条第一号中「一条を」を「二条を」に改める。

第三条のうち電気事業法第百七条の二第二号の改正規定中「加え」の下に「又は記録を保存しなかつた」を「若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした」に改め」を加える。

附則第一条第一号中「一条を」を「二条を」に改める。

附則第一条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の二項を加える。

(原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正)

第二条 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)の一部を次に次の一項を加える。

第十三条に次の二項を加える。

2 委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第六十六条の二第一項の規定により受けた申告について調査し、関係行政機関の長に対しても必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第二十四条中「第十三条规定」を「第十三条规定」に改める。

正規規定中「当該特定電気工作物」に「自主検査」を「事業者検査」に「溶接事業者検査」に改める。第三条のうち電気事業法第五十五条第三項の改正規定中「特定電気工作物」に「定期事業者検査」を「定期事業者検査」に「定期事業者検査」に加える。

期自主検査」を「定期事業者検査」に「定期事業者検査」に加える。

附則に次の二項を加える。

平成十四年十二月十六日印刷

平成十四年十二月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F